



市民生活部長	松 村 昇 道
環境課長	庄 田 康 則
保険課長	東 錦 也
都市整備部長	増 井 良 之
建設課長	松 本 秀 樹
産業観光部長	池 原 博 文
保健福祉部長	巽 重 人
〃 理事	中 井 浩 子
社会福祉課長	林 本 裕 明
子育て福祉課長	井 上 理 恵
長寿福祉課長	森 井 敏 英
こども・若者	
サポートセンター所長	川 崎 圭 三
健康増進課長	岩 永 睦 治
教育部長	岸 本 俊 博
教育委員会理事兼	
学校教育課長	吉 川 正 人
教育総務課長	吉 井 忠
体育振興課長	白 澤 真 治
学校給食センター所長	吉 村 和 則
上下水道部長	西 口 昌 治
下水道課長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第16号 平成31年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第17号 平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 議第18号 平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第19号 平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

**下村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、作日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

きょうは予算特別委員会4日目ということで、皆さん方本当にお疲れのところであると思えますけれども、できるだけ今日全て予算の方は終わっていきたくて思っております。また、天候の方も非常にこのごろ荒れているというか、そういう状態でございますけれども、皆さん方の貴重なご意見を拝聴しながら、今日予算特別委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、委員外議員として、川村優子議員、吉村優子議員、吉村始議員、梨本議員、松林議員、5名の議員の方が委員外議員として出席されております。よろしく願い申し上げます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ謹んでいただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。

それでは、9款災害復旧費から歳出の最後12款予備費の説明を求めます。

吉村部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。予算書の事項別明細書163ページをお開きいただきたいと思います。予算案の概要の方は54ページからとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費におきましては200万円の計上で、治山施設災害復旧事業に要する経費を計上いたしておるところでございます。次に、164ページに移りまして、2目農業災害復旧費では1,100万円の計上で、農業災害復旧事業に要する経費でございます。次に、2項1目道路橋梁災害復旧費につきましては1,000万円の計上で、道路橋梁の災害復旧に要する経費でございます。次に、3項1目社会福祉施設災害復旧費でございます。500万円の計上で、社会福祉施設に関する災害復旧に要する経費ということでございます。次、165ページに移っていただきまして、2目学校教育施設等災害復旧費では500万円の計上で、学校教育施設ほかの災害復旧事業に要する経費でございます。

続きまして、10款公債費でございます。1項1目元金では14億792万9,000円の計上でございます。次に、2目利子につきましては9,895万1,000円の計上で、利子償還で、こちらは総務財政課の所管でございますけれども、9,836万3,000円、それから、一時借入金利子で会計課所管でございますけれども、58万8,000円の計上でございます。次に、3目公債諸費につきましては18万1,000円の計上で、市が発行した起債の管理事業に要する経費でございます。

次に、165ページの一番下でございます。11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費につきましては202万円の計上でございます。166ページに移りまして、2目減債基金費につきましては1,000円の計上でございます。それから、3目公共施設整備基金費につきましても1,000円の計上でございます。それから、4目社会福祉振興基金費につきましては3万5,000円の計上で、5目緑化基金費につきましては20万2,000円の計上で、緑化基金費といたしまして建設課配当分で20万円、それから、会計課の配当で2,000円ということでございます。6目公営住宅基金費につきましては3万2,000円の計上、それから、7目教育基金費につきましては6万2,000円の計上、それから、167ページに移っていただきまして、8目土地開発基金費につきましては11万1,000円、それから、9目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,098万9,000円の計上で、会計課分といたしまして41万9,000円、それから、コミュニティセンター分といたしまして2,057万円の計上でございます。続いて、10目ふるさと創生基金費につきましては174万5,000円の計上でございます。税務課分といたしまして170万円、それから、会計課分といたしまして4万5,000円の計上でございます。11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては36万8,000円の計上でございます。次に、12目地域振興基金費につきましては129万1,000円の計上でございます。次、168ページに移りまして、2項1目雑支出金につきましては5万円の計上でございます。

最後に、12款予備費では500万円の計上となっております。

以上をもちまして9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしくお願いいたします。

165ページ、10款公債費、1目元金ですけれども、これは元金償還ということで予算計上されておりますけれども、今の時点でここに掲載されている元金償還分、一時借入金もあると思うんですけど、特に地方債等長期の返していかなければいけない公債費が今幾らなのか教えていただきたいんです。一番いいのは、総務省に出している決算カードのベースで、公債費の残高が、できたら平成29年はもう決算が終わってると思いますので、平成29年と、できましたら平成30年度の見込みをお願いしたいと思います。これが1つです。

それと、もう一つは、その下の2目利子の総務財政課分の利子償還金ということですが、これ、昨年度と比較してみますと利子が減っております。減ってるということは、そもそも公債費全体が償還で減ってるのか、あるいは預けがえ等をして利子を減らしているのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

**下村委員長** 内蔵総務課長。

**内蔵総務財政課長** 総務財政課、内蔵でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。

一般会計におきまして、平成29年度末現在の地方債残高でございます。199億1,694万

8,969円、円単位で申しましたけれども、約199億1,700万円となっております。平成30年度の地方債残高でございますけれども、こちらの方は見込みでございますけれども、211億1,000万円となっております。

続きまして、利子償還ですけれども、1,880万円ほど減額になってる要因なんですけれども、公債費におけます利子の積算に当たりましては、既に平成29年度以前に借り入れをしております既発債に係る利子に加えまして、平成30年度に借り入れを予定している分について、ある程度の利率で利子を見込み、積算の方をさせていただいております。具体的な数値を申し上げますと、平成31年度の当初予算編成時における平成30年度の借り入れ予定額につきましては、今年度12月補正後の市債の現計予算額で積算しております。金額の方が24億5,650万円となっております。利率につきましては0.6%で計算させていただいております。既発債に係ります利子と平成30年度借り入れ予定額に係ります利子合わせまして9,836万3,000円を見込んでおるものとなっております。

そこで、1,883万7,000円減の要因なんですけれども、公債費に係る元金部分につきましては、既発債に係る元金の積算でございますので、予算額でありながらほぼ決算額に近い数値で積算されるんですけども、利子につきましては、先ほども申しましたように、年度末に借り入れを予定している部分につきましては、12月の補正予算後の現計予算をもとに計算してございますので、昨年度、平成30年度の当初予算編成時におきましては、12月補正後の現計予算額が29億5,700万円でございます。利率の方が0.8%で昨年は見ておりました。29億5,700万円が利率が0.8%でございますので、この分で約2,400万円を見ております。平成31年度につきましては、12月補正後の現計予算では、先ほど申しました24億5,650万円でございます。利率の方につきましては、昨今の金利の状況から0.6%で見込んでおまして、金額の方が、計算いたしまして1,500万円となります。この分の差額でマイナス900万円となっております。あと、これ以外の理由といたしましては、臨時財政対策債で利率見直しと先行いまして、臨時財政対策債の分だけで770万円ほどの減となっております状態でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 地方債の残高はふえていると。ただ、利率の関係で利子が減っているということがわかりました。

もう一つお聞きしたいんですけども、地方債の残高がふえているということですけども、合併特例債についての償還が、いつから始まって、大体今後どういうふうに移していくのか教えてください。

**下村委員長** 内蔵総務課長。

**内蔵総務財政課長** 総務財政課の内蔵でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、合併特例債につきましては平成17年度から借りてございますので、償還の方は平成18年度から開始してございます。金額につきましては、平成28年度債、こちらに新クリーンセンターの建設と道の駅の建設事業がございまして、37億円ほど合併特例債を平成28年度債で借りております。この関係で、2年間の据置期間を得

まして、平成31年度から合併特例債の方は償還が大きく増加するものと見込んでいます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 地方債の残高が膨れ上がっていきまると財政の硬直化ということになりますので、今後推移を見守りたいと思います。合併特例債が平成28年度で大きく借り入れをして、償還が平成31年、新年度から始まるということで、動向についてはまた資料をいただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** おはようございます。よろしくお祈いします。

単純に内容だけお伺いします。164ページ、2目農業災害復旧費の13節委託料、測量設計等委託料の498万5,000円、今期で新規の内容で入ってきておりますけども、内容だけお聞かせください。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** おはようございます。産業観光部の池原でございます。

ただいまご質問ありました、農業災害復旧費の委託料498万5,000円の内訳でございます。そのうち300万円につきましては、平成30年度におきまして山田、笛吹の方で災害復旧工事で現在、足どめ擁壁を打ってるんですけども、その部分の用地が寄附となりますので、それに伴います用地測量費を300万円計上させていただいております。残り198万5,000円につきましては、災害に見越した予定としての委託費として組みさせていただいております。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、9款災害復旧費から歳出の最後12款予備費までの質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時46分

再 開 午前10時05分

**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳入について説明を求めます。

吉村部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。よろしくお祈いいたします。

それでは、歳入のご説明を申し上げたいと思います。事項別明細書の12ページをお願いいたします。

まず、1款市税でございます。1項1目市民税、個人につきましては16億600万円の計上で、そのうち現年課税分で15億8,100万円、それから、滞納繰越分では2,500万円でございます。続く2目法人でございます。2億9,125万円の計上で、そのうち現年課税分で2億9,100

万円、滞納繰越分で25万円でございます。次に、2項1目固定資産税でございます。18億9,800万円の計上で、そのうち現年課税分といたしまして18億5,800万円、それから、滞納繰越分につきましては4,000万円の計上でございます。続く2目国有資産等所在市町村交付金では277万6,000円の計上でございます。続いて、3項1目軽自動車税でございます。9,700万円の計上で、そのうち現年課税分につきましては9,600万円、滞納繰越分では100万円の計上でございます。それから、続きまして、4項1目市たばこ税でございます。2億3,000万円の計上をいたしておるところでございます。

次に、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税でございます。2,800万円の計上をいたしております。次に、13ページに移っていただきまして、2項1目自動車重量譲与税でございます。7,200万円の計上をいたしております。次に、3項1目森林環境譲与税でございます。273万円の計上をいたしております。

次に、3款1項1目利子割交付金でございますが、1,050万円の計上でございます。

次に、4款1項1目配当割交付金につきましては3,100万円の計上、次に、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては3,500万円の計上となっております。

次に、6款1項1目地方消費税交付金につきましては6億1,000万円の計上でございます。

次に、7款1項1目自動車取得税交付金につきましては3,460万円の計上でございます。

14ページに移りまして、8款1項1目地方特例交付金につきましては5,000万円の計上でございます。

次に、9款1項1目地方交付税でございます。41億2,400万円の計上で、そのうち普通交付税につきましては34億9,000万円を、それから、特別地方交付税につきましては6億3,400万円を計上いたしておるところでございます。

次に、10款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては400万円の計上でございます。

次に、11款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては1,235万円を計上いたしておるところでございます。続く2目災害復旧費分担金では300万円を計上いたしておるところでございます。次に、2項1目民生費負担金でございます。2億6,078万4,000円の計上で、そのうち社会福祉費負担金につきましては61万3,000円、また、児童福祉費負担金につきましては2億6,017万1,000円の計上でございます。

次、15ページに移りまして、12款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料につきましては1,278万8,000円の計上でございます。続く2目民生使用料につきましては38万4,000円の計上となっております。次に、3目衛生使用料では645万円、4目農林商工使用料につきましては358万3,000円の計上でございます。また、5目土木使用料につきましては7,403万4,000円の計上で、主な内容といたしましては、道路占用料が5,900万円でございます。また、6目教育使用料につきましては2,336万2,000円の計上で、主な内容といたしましては、幼稚園保育料が1,260万円、それから、文化会館使用料が788万円等でございます。次に、16ページに移りまして、2項手数料でございます。1目総務手数料といたしまして1,239万6,000円、2目民生手数料は1,000円、それから、3目衛生手数料といたしまして5,799万2,000円の計上で、主な内容といたしましては、廃棄物処理手数料が4,954万7,000円



等でございます。また、4目農林商工手数料でございますけれども、1万7,000円の計上、それから、5目土木手数料は61万3,000円の計上となっております。

次、17ページに移りまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金につきましては13億2,623万9,000円の計上でございます、そのうち主なものといたしまして、社会福祉費負担金で4億6,146万1,000円、それから、また、児童手当負担金につきましては4億8,694万円、それから、生活保護費負担金で3億1,596万8,000円の計上でございます。2目災害復旧費国庫負担金につきましては993万3,000円の計上で、公共土木施設災害復旧費負担金で660万円、それから、その他といたしまして、公立学校施設災害復旧費負担金で333万3,000円を計上いたしております。次に、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金につきましては1,465万8,000円の計上でございます。18ページに移りまして、2目民生費国庫補助金につきましては2億4,678万7,000円の計上で、社会福祉費補助金で2,350万3,000円、児童福祉費補助金で2億2,223万1,000円などがございます。3目衛生費国庫補助金は453万5,000円、4目農林商工費国庫補助金については6,220万円の計上で、プレミアムつき商品券に係る補助金でございます。5目土木費国庫補助金でございますが、3億6,638万円の計上でございます。6目消防費国庫補助金は620万円の計上となっております。次に、7目教育費国庫補助金は7,062万6,000円の計上でございます。次、19ページに移っていただきまして、3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金につきましては30万9,000円の計上、それから、2目民生費委託金につきましては1,046万3,000円の計上でございます。主なものといたしまして、国民年金事務費の委託金が1,014万円となっております。

続きまして、14款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金につきましては4億9,877万6,000円の計上で、主なものといたしまして、社会福祉費負担金で3億7,925万7,000円、それから、児童手当負担金で1億651万円などがございます。

20ページに移りまして、2項県補助金、1目総務費県補助金につきましては60万円の計上でございます。それから、2目民生費県補助金につきましては2億1,946万1,000円でございます。21ページに移っていただきまして、衛生費県補助金でございますが、783万3,000円の計上でございます。次の4目農林商工費県補助金では1億6,824万8,000円の計上で、農業費補助金といたしまして1億5,684万1,000円、それから、商工費補助金で1,114万円などの計上でございます。次に、5目土木費県補助金では2万7,000円の計上となっております。次の6目消防費県補助金では80万3,000円、それから、7目教育費県補助金では604万1,000円の計上となっております。次に、22ページに移りまして、8目災害復旧費県補助金では375万円の計上で、治山施設災害復旧、それから農地及び農業用施設災害復旧費の補助金となっております。次に、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金につきましては9,838万4,000円の計上で、主なものといたしまして、税務費委託金、これは県民税の徴収取扱委託金でございますけれども、4,980万円、それから選挙費委託金といたしまして、4月に予定をされております知事及び県会議員選挙費委託金といたしまして1,312万2,000円、それから、7月に予定されております参議院議員通常選挙に係る委託金として2,635万8,000円な

どが計上をされておるところでございます。次に、2目農林商工費県委託金につきましては70万7,000円の計上となっております。

23ページに移っていただきまして、15款財産収入でございます。1項1目財産貸付収入でございますが、163万8,000円の計上でございます。次に、2目利子及び配当金につきましては438万7,000円の計上で、それぞれの基金の利子収入等を計上いたしておるところでございます。次に、2項財産売払収入、1目物品売払収入でございます。1,464万8,000円の計上で、主なものといたしまして、リサイクル物品売払代金等が計上されておるところでございます。それから、2目不動産売払収入については1,000円の計上ということでございます。

次に、16款寄附金でございます。1項1目一般寄附金につきましては100万円、2目土木費寄附金につきましては10万円で、緑化基金の緑化寄附金ということでございます。

それから、24ページに移りまして、3目ふるさと応援寄附金でございます。170万円の計上をいたしておるところでございます。

次に、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては9億8,700万円、2目教育基金繰入金につきましては3,026万9,000円、3目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,942万7,000円、4目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金につきましては488万5,000円、それから、5目地域振興基金繰入金では1億9,000万円のそれぞれ計上をいたしたところでございます。続く2項他会計繰入金、1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては20万7,000円の計上となっております。

次の18款繰越金、1項1目繰越金では1億3,000万円の計上となっております。

続いて、19款諸収入でございます。1項1目延滞金では600万円の計上ということでございます。それから、25ページに移っていただきまして、2項1目預金利子につきましては、歳計現金の預金利子としまして12万6,000円の計上をいたしております。次に、3項雑入でございます。1目滞納処分費につきましては48万1,000円、2目の弁償金につきましては3,000円、3目過年度収入につきましては1万円、それから、4目雑入につきましては3億2,004万8,000円と、それぞれ計上をいたしておるところでございます。

それから、27ページに移っていただきまして、20款市債でございます。1項1目総務債につきましては6,480万円の計上、これは、防災行政無線の管理事業に係る起債でございます。次の2目衛生債では1,120万円の計上で、ストックヤード建設事業に係るものとなっております。次の3目農林商工債につきましては1,450万円の計上で、団体営土地改良事業に係るもの、それから、4目土木債につきましては3億3,660万円の計上で、社会資本ですとか国鉄・坊城線、吸収源対策公園緑地事業、それから、公園施設長寿命化対策支援事業等に要する起債となっております。5目の消防債でございます。3億7,090万円の計上で、消防署整備事業債として2億6,350万円、それから、消防団屯所の管理事業といたしまして1億740万円の計上をいたしております。次に、6目教育債につきましては1億3,100万円の計上で、小学校の施設整備に係るものとして5,020万円、中学校の施設整備で660万円、幼稚園の施設整備で5,130万円、それから、体育施設といたしまして、當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、それぞれ事業債を予定して2,290万円という計上でございます。それか

ら、7目災害復旧事業債につきましては1,250万円の計上で、治山施設災害復旧で90万円、農業災害復旧事業債で170万円の計上、道路橋梁災害復旧で330万円、それから、社会福祉施設、学校教育施設等の災害復旧といたしまして660万円を計上いたしております。

最後、28ページに移りまして、7目臨時財政対策債でございます。4億3,200万円を計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。

まず12ページ、市税の市たばこ税についてお聞きしたいと思います。昨年度より上がって、私の日々の活動が皆さんの税収にお手伝いできてののかなと思ひながら、市内でできるだけ買うように頑張っております。このたばこ税が単純に上がってるんです。これは、なぜ上がっているのか。今、禁煙ブームと言われてますし、どんどん吸うともなくなってきた、減るものなのかなと思ひてたんですけど、ふえていってるんです。これ、どういうことなのかお聞きしたいのと、あと、24ページの寄附金、ふるさと応援寄附金、これ、ふるさと納税のことだと思ひんですけども、前年度比較、まだ下がってるんですけども、ふるさと納税、歳入に対してすごい私は重要な役割を担うのではないかなと思ひてるんですけども、いろいろ調べたら、他市とかでしたらほんまにすごい力を入れて、商品もどんどん集めて、何億円という歳入を獲得されてる市もあるんですけども、葛城市の考え方をお聞きしたいです。

この2点、お願ひします。

**下村委員長** 米田課長。

**米田税務課長** 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、たばこ税でございます。なぜ上がっているのかというところの根拠であったかと思ひます。まず、たばこ税につきましては、平成31年度の当初予算額2億3,000万円、前年度が2億2,100万円でございます、対前年比900万円の増、率にいたしまして4.1%の増となっているところでございます。平成29年度の決算額及び平成30年度の決算見込み額を参考に算出させていただいているところでございます。先ほども申し上げられておりましたように、喫煙場所の制限や健康志向、また値上げ等による売り上げの減少は否めないと想定しておったところでございますけれども、平成30年度10月以降の状況を見させていただきましたところ、本数こそは減少しているところでございますが、納税額につきましては、値上げの影響から実際伸びているところでございまして、このたびの増額を見込ませていただいたところでございます。

それから、ふるさと納税の件でご質問いただいたかと思ひます。ふるさと納税のことに關しましては、確かに過去にはふるさと納税専用サイトと契約を行っていた経緯もござい

すが、現在は市のホームページ等によりまして、返礼品一覧や寄附手続等について掲載をさせていただいているところがございます。現在は特にふるさと応援寄附に特化した外部へのアピールは行ってないというところがございます。ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度、税制改正により創設された制度でございます。制度が開始されて10年余りが経過し、国民間におきましては着実にこの制度が浸透してきていると考えられるところがございますが、一方では、国民の関心が急速に高まったことなどを背景に、寄附金に対する地方公共団体が送付する返礼品に注目が集中し、地方団体の間で返礼品競争が過熱するという事など、一部の団体においてはふるさと納税制度の趣旨を逸脱した返礼品等が送付されていたことから、返礼品や返礼割合に際しまして、責任と良識ある対応を徹底するよう、ふるさと納税制度の見直し等を盛り込んだ地方税法の改正案が国において策定されたところがございます。本年6月以降寄附した人に送付する返礼品を、調達額が寄附額の3割以下の地場産品に限定し、ルールを守らない自治体には、寄附の優遇措置が受けられないようなペナルティーを与えるとの内容で、過度な返礼品競争が是正されようとしているところがございます。

葛城市におきましては、従来より地場産品を中心に返礼品をリストアップし、行ってきているところがございますが、特定の特産物をもって魅力ある返礼品を用意できる自治体もあれば、またそうでない自治体もあり、自治体間でいろいろと差があるところではございます。また、送付等に係るコストと実際の寄附金額の収支バランスにおきましては、必ずしも多くの寄附金を集めているからといって、その分の収入があるかどうかはさまざまでございます。そのような観点からも、葛城市にとってこの部分はしっかりと取り組んでいくのがよいのか、また、他の部分でしっかりと収入の確保、支出の削減を図っていくのがよいのか、本来のふるさと納税の趣旨にのっとり、新たな制度の流れを見きわめながら、これからの方向性を検討してまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** たばこに関しては2億3,000万円という歳入があるんですけども、もうすぐ敷地内も全面禁煙になりまして、たばこを吸ってる数少ない人間が、だんだんたばこも吸える状態ではなくなってるんですけども、2億3,000万円という歳入があるものに対して、市役所の方々も吸われる方がおられると思うんです。たばこを吸わずに仕事をされてたら、たばこを吸ってる側の人間の意見として申しわけないんですけど、たばこのことばかり考えてしまうんですよね。私も岡本委員も。別にルールはルールで国の方針なんだろうと思うんですけども、そういった方々にも配慮してほしいと思う意見なんですけども、内野委員の前で言いくいんですけども、それはどういった考えをされてるのかというのをお聞きしたいです。

あと、ふるさと納税なんですけども、すごい問題になってるのがわかってますし、計算式が難しいのもすごいわかるんですけども、ふるさと納税はちゃんとルールを守って、歳入だけが目的ではなくて、もう1つの目的は、葛城市のいいものを全国にということがあると思うんです。歳入というのも大事なんですけども、葛城市の中でもいいものがあるので、例え

ば、市役所だけで対応するのではなくて、ほかの業者さんとか使って葛城市のものを全国にアピールするいいチャンスじゃないかなというのもあるんですけども、その辺も検討して、ふるさと納税に関しては前向きに検討していただきたいです。

たばこだけ再度答弁をお願いします。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。よろしくお願いします。

総括的なご質問かと思いますので、私の方からご答弁させていただきます。

委員から、ある意味、税源の涵養の中で力強いお言葉をいただいたかと存じますが、一方では、受動喫煙防止も含めて、健康を守ると。それぞれいろんな制度のバランスのもとに成り立っておりますので、それぞれの趣旨をきちっと踏まえた中で、適切に市役所としても対応できるところはしていきたいと存じます。抽象的な表現になりますが、これでご了承いただきたいと存じます。

それから、答弁いいというお話ではございましたが、ふるさと応援寄附金の件につきましては、やはり、これ、返礼品という表現がいつの間にか定着をしまいましたが、基本的にはその制度の趣旨は、ふるさとを遠く離れて、住民票も移してしまったと。でも、やはり自分の生まれ故郷に貢献したいと、そういった気持ちをしっかり大事にしようというのが制度の趣旨でございまして、これは返礼品ではなくて、それに対する、希望していただいた方に対して記念品として何らかのものをお渡ししたいという、これは、寄附をいただいた自治体の気持ちでございます。そういったところから、やはり地場産品を中心とすべきであろうということは議員お述べのとおりでございますが、当市におきましては、制度の本来の趣旨を守りながら、制度自体は存続いたしますので、適正に運営をしまいたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** よろしいですか、杉本委員。

**杉本委員** たばこについて答弁してください。

**松山副市長** 1つ目にご答弁申し上げました。それ以上は申しわけございません。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** たばこに関しては、例えばなんですけども、敷地内の駐車場の車の中で吸っていいのかとか、細かいことについてはわかりませんが、多分あかんと思うんですけども、そういうのもちゃんときっちり決めていただいて、この辺で吸っていただいたらと、こんなことしか言えないんですけども、よろしくお願いします。

あと、ふるさと納税は、今、副市長がおっしゃるように、趣旨とずれてきてるところは確かにあると思うんですけど、今の流れとしては、すごい僕は魅力ある制度だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいです。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

**内野委員** 今、杉本委員がおっしゃったたばこ税に関連して、一言意見を申させていただきますと思います。

私は、決してたばこを買うな、吸うなということは一切申しておりませんので、というのが、やはり吸うたばこの煙を吸わせてはいけないということを特に言わせていただいている部分でございます。敷地内禁煙と申しましても、庁舎内に入り口、裏の入り口ともう1カ所、まだ灰皿が置いてございます。そういうようなことも、敷地内禁煙と申されててもまだまだそういうような状況で、たばこの吸い殻もあちらこちらに落ちてる状況でございます。だから、市としては、市民の代表が吸う場所がないと、そのように申しておりますので、しっかりと分煙場所を整えていただくような対策を講じていただきますように切にお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 3点お伺いします。

まず13ページですけれども、地方消費税交付金ということで入っております。これは、10月以降から増税を見込んだ金額なのかどうかということなんです。これは、本来は予算案全体にかかわってくることなんですけれども、つまり、10月以降増税になりますと、その分支出がふえますから、だから、そのことがどうなってるのかということをお聞きしたいんです。

次は、同じく消費税関係ですけど、18ページのプレミアムつき商品券事業費補助金ということで、これについては消費税関連でさきに明確になってきてるんだらうと思うんですけど、これの事務手続をいつからされるのかということなんです。これは、2万5,000円の商品券を2万円で買っていただくということで、5,000円そういうメリットがあるということなんですけれども、5,000円分がプレミアムつき商品券事務補助金になると考えていいのらうと思うんですけれども、これは、今度、低所得者対策ということですから、対象人数をどういうふうに、何人と見積もっておられるのかということをお聞きしたいんです。

それから、これもまた10月以降の消費税と関係するところなんですけれども、14ページです。保育所の保育料のところになるんですけれども、実は、消費税導入によって保育料を無償化するということに関して、今、保育料の中に含まれている給食費が一部外に出ると、副食費だったかな、外に出ることがあって、ここら辺のことが気になってるので、現在、保育所保育料の中の副食費、これ、公定価格がどうなってるのか、徴収がどうなってるのか教えてください。また、これが消費税導入後どう変わるのか、わかったら教えてください。

**下村委員長** 米田課長。

**米田税務課長** 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問で、地方消費税交付金の件であったかと思えます。まず、地方消費税交付金につきましては、国が示しております平成31年度の地方財政計画を参照された中で、県税務課から提供いただきました資料に基づき、このたびの予算額を見込ませてい

ただいているものでございます。地方消費税のうち、市町村分相当額を県が人口及び事業者数等の案分で市町村に交付されるものでございまして、配分につきましては年4回、6月、9月、12月、3月となっているところでございます。

地方消費税は、事業者の住所または本社所在地の税務署や保税地域が所在する都道府県に払い込まれることから、消費が実際に行われました最終消費地の都道府県の税収となるよう都道府県間で精算が行われて、その精算の後に地方消費税交付金として、県から各市町村に交付されるものでございます。このように交付金の入金までにタイムラグが生じていることによりまして、このたび10月よりの増税、即交付金の増というところにはつながらないということでございます。影響額として出てまいりますのが3カ月から4カ月後となるところでございます。そのような観点から、交付税に影響額として出てまいりますのは年度の最終配分月、すなわち来年3月に入ってくる分から見込まれているところでございまして、平成30年度の当初予算と比較してもそれほど伸びが見込めていないのは、そのような根拠があることによるものでございます。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま谷原委員のご質問ありました、プレミアム商品券の事業費補助金4,750万円の件でございます。プレミアムつき商品券の事業実施につきましては、販売額2万円と商品券利用可能額2万5,000円との差額5,000円が、事業費として100%が国の全額補助とされ、想定数9,500人掛ける5,000円で4,750万円とさせていただいているものでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 井上課長。

**井上子育て福祉課長** 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所の無償化についてでございます。こちらの方につきましては、消費税の10%への引き上げに合わせて、国では幼児教育・保育の無償化が予定されているところでございまして、その分につきましては、3歳から5歳の全ての児童の保育料が無償となり、また、保育所の0歳から2歳の児童につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化とするものでございます。その中で、今、谷原委員のお問いでございます、給食費の中の副食費はどうかというお問いでございました。まず、給付費につきましては、現在3歳から5歳の児童につきましては、主食費というのを月800円徴収している状況でございます。これが無償化に伴いどのようになるのかというようなお問いだったと思うんですけれども、一応、国からは、案としてですが、今、副食費の分は、国としては公定価格の中に4,500円を含んでますよというような資料は届いております。ただし、こちらはまだ決まっているわけではございません。ですので、私どもがいただいている部分と国が見込んでる部分に差が今出ているところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

まず1点目の、地方消費税交付金の関係でご質問いただいて、税務課長の方から答弁をさせていただいたところでございます。ただ、消費税関係につきましては予算全般にかかわることでございますので、私の方から、今年度、平成31年度の予算編成に係ります対応方針というところをご説明させていただきます。

国が消費税10%に10月から引き上げをするというように法律を改正したわけでございますけれども、過去2度ばかり延期をされているというような状況もございます。ただ、今回はほぼ確実に、いろいろな施策の反映から考えますと、恐らく10月には上がるであろうというところで、歳出予算につきましては、10月以降執行する部分について10%で計上するという方針を出させていただいたところでございます。そうは言いますが、できるだけ10月に入る前に執行できるものは執行するという条件をつけた中での予算編成でございます。

一方、歳入でございますけれども、国の法律ですとか県の条例でもう既に改正をされて、施行するというのが決まっている部分につきましては、歳入でも見込ませていただいております。ただ、市の方の条例等で規定をしないと徴収できないもの、例えば、軽自動車の環境性能割でございますけれども、そういったものにつきましては、今現在、歳入予算には計上をいたしておらないというところでございます。

概略としては以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 消費税については見解が相違してるところはあるんですけども、予算として10月以降の分もある程度見込んだ中での予算を立てられてるということでありまして。多少膨らんでるとこはそういうところもあるかなということでありまして。

保育の件については細かい話になりますので、また後にお話をさせていただきます。

あと、プレミアム商品券の方なんですけれども、これにつきましては、対象人数9,500人とおっしゃっていただきました。しかし、先に2万円出さないとあかんということで、これ、低所得者対策ということなんです。ですから、これが煩わしいところもあって、なかなか対象者の方に行き渡らないこともあるし、制度として、施策として非常に、何というか、本来だったらこの5,000円分をちゃんと対象者の方に給付すればよかったと思います。それで、お聞きしたいんですけど、これが9,500人いかなかったら、結局応募がなかったと、そのときはどうされる予定なのか。これは国庫に返還するという事なんじゃないでしょうか。それとも、所得制限を外して抽選でもやろうということなんじゃないでしょうか。この点についてお伺いします。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問ありました、9,500人いかない場合ということなんですけれども、今、現状につきましては、今後、担当課、先ほど農林商工費の中の歳出の中でご答弁させていただきましたけれども、これからの予定では商工観光課だけではなく、福祉、税務課等とも協力しながら対象者のリストアップをしていきます。9,500人につきましては事業実績に基づい



た中になってきますので、国庫に対しての事業実績に基づいた中でその事業費が確定されるという形になっております。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 市税の滞納額についてお尋ねいたします。

毎年、予算計上で、個人あるいは法人、固定資産、軽自動車という形で同じ金額を計上されて、これは見込み額ということであると思うんです。滞納の職に当たる人には非常にご苦労願ってるというふうに思っているわけですけども、それぞれ、今現在まで滞納収入がどのくらい入ってるのか教えていただきたい。

それと、先ほどたばこ税の話がありましたけども、1,000本当たりのたばこ税、県と市のその金額を教えてくださいのと、配分率につきましては今も変わってないのかなと。例えば、国が50%、県が7%、市が43%と改正されたと思うんですが、この率も同じであるのか教えていただきたいと思います。

**下村委員長** 和田課長。

**和田収納促進課長** 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員のご質疑に回答させていただきたいと思います。

各税目ごとの滞納繰越分の収納額でございますけれども、まず、市民税にしましては1,822万8,855円、それから、続きまして、固定資産税にしましては1,805万367円となっております。それから、軽自動車税にしましては171万2,207円となっております。

以上でございます。

**下村委員長** 米田課長。

**米田税務課長** 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員からのたばこ税に関するご質問でございます。

申しわけございません。手元の方に資料を準備しておりませんので、改めまして資料として提出させていただきます。よろしくお願いたします。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、滞納額を教えてくださいました。例えば、個人で予算が2,500万円、それに対して、今、現時点というのは2月末かどうか知りませんが、1,822万円ということで、予算に対する収入が低いということになっております。こういう言い方をしたら大変申しわけないと思うんですが、皆さん方が真面目に税金を納めておられる人が大半。特に貧困家庭でどうしても納められない。それはそういう人もおられると思いますけども、どうもこの滞納の中に、本当に貧困で税が納められないという人が何%おられるのか。大半と言うたら語弊あるかわかんけども、納められる能力のある人が納められてない、このケースが非常に多いということで、担当としては、生意気なことを言うたら悪いですけども、少なくとも予算に計上された金額以上を収納していただいたらなというふうに思います。と申しますのも、全体的に市税が、毎年全部が落ち込んでおりません。法人なんかは、平成29年、平成30年、若干

は上がってきておりますし、個人の市県民税も平成29年から約1億円ほどふえてきておる。ただ、固定については、土地については年々減ってきておる。家屋については平成29年から若干ふえてきておる。償却資産についても、一旦はがたんと下がってきて、なかなか回復基調にない。こういうような状況ですので、できるだけ滞納も、多くと言うたら怒られるかわからんけども、職員一丸となって整理をしていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いしておきます。

**下村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 23ページをお伺いします。

物品売払収入が400万円強減ってるんですけども、この内容をお聞かせください。特にリサイクル物品売払代金についても詳細をお願いします。

**下村委員長** 松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくをお願いします。

リサイクル物品売払の方でございます。本年度で言いますと、1月末までに1,167万円の実績でございます。月にして116万7,000円ということになります。そういう形で予算の方は組ませていただきました。予算を組んだ内容でございます。雑誌、古着、シュレッター、アルミ缶あるいはスチール缶、アルミシュレッター、鉄くずという形で組ませていただいておりますけれども、おのおの単価はばらばらでございます。雑誌でいきますと、キロ当たり4円であったりとか、高いものでありますと、アルミ缶ではキロ104円というような単価で組ませていただきます。そのときの流れの中で年何回か入札させていただきまして、単価の高いところへという形での売り払いをしておるわけでございます。これにつきましても、毎月の収集量も異なることから、なかなか予算と合致した数値は出ないわけでございますけれども、なるべく正確な数値を出しながら予算を計上していきたいと思っております。

以上でございます。

**下村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** 再生資源については相場というのがございまして、その都度単価も変わってくるというところで理解しております。それに対して入札をして、単価の高いところへとやっぺいらっしやる、努力されてるということで安心いたしました。過去に私、経験として、小学校の資源回収のところで業者単価が変わらなかったということで、変えたところほぼ倍ぐらいになったということが、そういうことは恐らくないとは思うんですけども、できるだけそのあたり、単価の高いところを探していただくようお願いしておきたいと思っております。

以上です。

**下村委員長** ほかに質疑。

谷原委員。

**谷原委員** 15ページの12款使用料及び手数料の6目教育使用料ですけれども、その5節保健体育使用料のところなんです。ここに夜間照明等、新町公園球技場、スポーツセンター使用料、農村広場使用料、市民体育館使用料と収入見込みが上がってるんですが、新町公園球技場というのはサッカー場ですね。健民グラウンドにもサッカー場があります。ここの使用料が見込ま

れているのかどうか。このことについて1つお聞きします。

それから、21ページになります。改めてこの支出ですけど、14款県支出金の3目衛生費補助金であります。1節保健衛生費補助金に、上から4つ目、地域自殺対策強化交付金というのが3分の2ほど県の方から出ております。これは、私もよくわからなかったんです。歳出の方でどういうふうな取り組みにこれが使われているのか。これをお聞きしたいんです。

それから、同じくその下の、4目農林商工費県補助金のところの1節農業費補助金です。これは、水農活用促進事業補助金ということでありまして、これも歳出のところどこにこのお金が入っていくのかということをお聞きしたいんです。

以上です。

**下村委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

ただいまの新町公園使用料のことについてお答えさせていただきます。

こちらの新町公園の球技場使用料の方には夜間照明の使用料は入っておりません。サブグラウンドの使用料になっております。

以上です。

**下村委員長** 川崎所長。

**川崎子ども・若者サポートセンター所長** 子ども・若者サポートセンターの川崎です。

谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

地域自殺対策強化交付金につきましては、葛城市内では若年層の対策の方に実施させていただいております。具体的には、小学生の不適応を起こしている子どもたちに対するキャンプ等を実施しまして、その指導員の謝礼でありますとか、あるいは中学生期の不適応を起こしております不登校生に対する指導員の賃金、あるいは社会に出ましたニート等の対策に当たるための統括心理士の賃金等に充当させていただいております。

以上です。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。

ただいま谷原委員のご質問ありました、農業費補助金の中の水農活用促進事業補助金でございます。これにつきましては県の補助金でございます、歳出の中の農地費でございます。農道八川1号線舗装工事に対しまして、県単事業としましてこの事業がおりておりますので、その事業費の補助金でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 体育施設の方がよくわからなかったんですけど、新町公園球技場というのは、第一健民に野球場があって、その横に芝の張ったサッカー場があって、それから、サブグラウンドがありますよね。だから、今サブグラウンドというふうにおっしゃったので、第一健民の方も入っての使用料ということでしょうか。

**下村委員長** 白澤課長。

白澤体育振興課長 体育振興課の白澤でございます。

新町公園球技場というのは、サブグラウンドの使用料だけになっております。

以上です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 今後、芝の管理に当たって、いい芝になっていくと。その使用料の問題なんですけれども、私、前回、厚生文教常任委員会でも言わせていただいたんですけれども、使用料の基準が異なっているとありまして、例えば、葛城市のスポーツ施設は使用料が安いものですから、特に葛城市内の団体が使う場合、そうすると練習試合ということで、葛城市内の1チームを混ぜて、あと何チーム来てもほとんどただ同然で使えるという状態がある。これについては問題があるということで、新庄の中央体育館につきましては、1チーム地元チームで、外のチームは2チームまで。それについては、練習試合というのは大体3チームでやっていきますから、そこまでは通常の地元の活動の延長ということで扱いにしてるんですが、それがどうも体育施設によって違ふと。言ってみれば、市内の1チームがあればあと市外から何チーム来ても市内の扱いというふうなことになってるようなところがありますので、この点については、ぜひ整理をしていただいて、市民の皆さんの税金でこういうことは維持されておるわけでありまして、そこを統一していただけたらという思いで聞かせていただきましたので、よろしく願いいたします。

下村委員長 増田副委員長。

増田副委員長 関連でお尋ねをいたします。

新町公園の球技場使用料16万4,000円でございます。私、昨年もお聞きした記憶がございますけれども、昨年も16万4,000円で、今年度も16万4,000円でございます。全中のサッカー大会を開くんだということで管理も非常に充実をしていただくと。機械も導入していただく、アドバイザーも入れていただくと。今までのグラウンドから非常に最高のピッチ管理をしていただくというお話でございました。となると、それ相当の利用料金体制及び管理をしていただく必要があるのかなと。

もう1点は、全中がお借りをされるということで、これに対する使用料等は含んでおられるのか、いや、ただで貸したるねんというのか、そのところを確認させていただきます。

それから、先ほどのリサイクルのところでも気になっておりますので、お尋ねをします。これ、昨年は1,104万6,000円ということで、120万円ほどふえてるんです。ただ、最近、私も先日、大型機械を入れかえました。体力弱ってきて、体力の負担の軽い機械に入れかえたときに、従来ならこのスクラップ、そういう業者さんにそれなりにとっていただいていたんで、引き取り料金というのは下取りにある程度加味されてたぐらいの相場であったのが、いやいや、お金要るようになりましたと。プラスチックと金属を分けたりしてやっと引き取っていただけるような、そんなお話も聞いたり、それから、またテレビ等でも、原因はそうなんだろうが、そういうものに対する中国の需要が減ったというふうなことも含めて、リサイクル価格というのが、相場が下がっておるといふふう聞いてたんですけれども、ここでは逆に増加を見込まれてるんですけれども、その辺の今後の相場に対する影響というのはないのかな

というのが2点目。

3点目でございます。これは、13ページの森林環境譲与税のところでございます。支出のところでもいろいろとご説明をいただきまして、大体の森林譲与税に関するお話を聞かせていただいて概略はわかったんですけども、改めて森林環境譲与税の創設された目的についてお尋ねをいたします。

**下村委員長** 白澤課長。

**白澤体育振興課長** 体育振興課の白澤でございます。

新町公園のことについてお答えさせていただきます。

新町公園につきましては、前年度、それから今年度、予算の方と一緒にしておりますが、定期的な大会等の使用が多いということで、その辺で有料化、無料化ということで金額の方はほとんど例年変わっていない状態でございます。今後いろいろと芝生の管理をさせていただきますまして、よいピッチ状態ということでございますが、大会等、要望があればふえてくると思いますので、その辺での使用料がふえてくる可能性はございますが、今、私どもの方でこちらについて使用料を余り考えていない状態ではございます。

それから、全中でございますが、こちら、準備等を含めまして、使用期間は一応料金をいただく予定であります。ただし、第一健民運動場、それから新町グラウンド2面の使用となっておりますが、第一健民運動場はそもそも料金が設定されておきませんので、新町グラウンドの料金だけいただくような形で思っております。

以上でございます。

**下村委員長** 松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまのご質問の、リサイクル物品の件でございます。先ほども入札しながらというお話もいたしました。今回、平成30年度の予算が1,104万5,000円、今回が1,228万1,000円でございます。実績で申しますと、平成29年度の実績が約1,350万円でございます。平成30年度、先ほど1月末で1,167万円ということでございました。平均して月当たり116万7,000円でございます。あと2カ月分が同じような状態でいきますと、大方1,400万円近くまでいくわけでございます。しかしながら、増田副委員長が言われたみたいに、やはり鉄くず等、目がさが変わるものはかなりございます。今現在見込んでおりますのは、キロ13円という形で鉄くずの方は見込んでおりますけれども、歳入欠陥が出ていけませんので数量の方を予想いたしまして、今現在の取引高で予算を組ませていただきますと1,228万1,000円となったということでございますので、その辺はご承知おき願いたいと思います。

以上でございます。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま質問ありました森林環境譲与税の件でございます。この件につきましては、森林の所有者自体の明確化というのが図られる中で、森林管理の責務を明確化にすることと、森林所有者みずからが森林管理が実行できない場合に対して、市町村が森林管理の委託を受け、

意欲と能力のある林業経営者のスキームを受けるという形の中で、森林に対する今までの捉え方が、所有者に対してより明確化になってきたということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** 新町公園の球技場については、これは、限られた方がいつも使っていたので去年と同じ料金設定をしたと、こういうお話でございました。

それから、ちょっとわからなかったんですけど、内訳を聞きましょうか。全中何ぼ使用料を約束されてるのか。何ぼで貸してと言うてはるのか。その辺の明細、わかりましたらお聞かせください。

それから、先日聞かせていただいたところに、4月中旬に1回グラウンドを使った以降は、全中の大会まで使用が、芝の養生期間として貸し出しをしないというお話があった中で、去年の定期的な使用がその期間中に含まれているのかなというふうに思うので、逆に今年の場合は、この使用料の16万4,000円というのは、全中の使用のために養生期間が長くなって、逆に下がるのかなという懸念をするんですけども、その辺の試算はどのようにされてるのか、もう一度お尋ねします。

それから、リサイクルについてはわかりました。これ、重量ベースで考えてるねんと。今年は高かったから、従来の単価を適用したら平成30年度は相場が高くなったので、1,100万円に対して1,350万円と高くなったと。今、現状から見ると、今の単価の後追いになってるのかなと。私が懸念するのは、見込みからいくと、今度は下がった単価で下方修正せなあかんようになるの違うかなという懸念をしてるんで、その辺のところ、見込みでなかなか相場を読むというのはできないんで、現状の相場でいくとこのようになりますけども、それは今後の相場次第では、この1,200万円がもしかしたら下がるかもわからんと、こういうふうに推測をさせていただいております。

それから、森林譲与税については、管理の適正化を強化していこうという、それに対する税金をとって、それを各自治体に適正管理のための運用をしていただくという国の狙いがございます。ナラ枯れとか間伐等に予算を組まれたということでございます。私、先日の内野委員がご質問されたときに言ってたんですけども、吉野町と協定をされて、お子様がお生まれになったら、お誕生日プレゼントとして積み木をプレゼントされておると。これは、吉野の全国的に有名な吉野杉を使うということでコラボされてるというふうに伺いましたけども、葛城市にも3万3,000ヘクタールのうちの約25%が山林であるというふうに承知をしております。その優良な資源を守るために、こういう環境譲与税を利用されておると。葛城市のための森林間伐材を使ったそういうプレゼント、積み木、そういう使い方もこの譲与税の中で運用できるの違うかなと、そういうふうにお問い合わせしたいんですけども、そういうお考えがあるのか。いやいや、これは吉野とお約束してるので、そういうことは裏切り行為になるよと、そういうふうなことであるのか。いやいや、葛城市のこういう間伐事業もされるんですから、それを活用した何かアイデアのある商品化も考えていきたいというふうにご検討いただけるのか。その辺のところを再度お尋ねします。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご意見の中で、まず吉野町との協定は昨年度結びました。それまで出生された子どもたちの積み木につきましては、以前は刑務所で作業されたものを充てていたが、現在は吉野町と提携した中で、吉野杉を使ったものを持ってきているというのは今の現状です。それで森林譲与税につきまして何を充当さすのかという話なんですけども、委員ご指摘のとおりやと思っています。私自身は、やはり葛城市の林業をされてる方に使っていきべきであろうと思っています。その中で予算の配分をどうするのかという話なんです。吉野の協定してるものをそれに充てるのか、充てないのか。私の方針としましては、まず、いろんな分野に細分化するのではなくて、今現在300万円ほどやったと思いますけど、近い将来900万円ぐらいまで上がりますので、ある一定の方向で、ナラ枯れ対策とか、余りいろんなところに広げないで、そういう分野を限って、まず数年間で、3年ぐらいでいけるのではないかなという話は検討の中では出てきてるんですけども、そういう具合に充当するとか、ある種、方向性を決めた中での使い方をする方がいいのではないかな。細かく細分化してしまいますと、その成果がなかなかあらわれにくい部分がありますので、そういう検討は内部的にさせていただいておるところでございます。

それと、新町公園のサッカーグラウンド、芝の問題なんですけども、これは一般質問でも申し上げたんですけども、全中のサッカー大会、平成29年春に申し出がありまして、段取りしてるわけなんですけど、そのために予算づけをしてるわけではない。あくまでこれは、将来サッカーグラウンドの芝をどう更新していくのかという考え方に沿った先行投資で、芝刈り機、もしくはエアを入れるための機械を導入し、さらに、今までの管理でいきますと、非常に荒れた芝でございますので、多分2、3年は重点的に管理をしていくこととなりますが、ある一定のレベル水準に来ましたら、また管理の方法も変わってくるかと思っておりますけども、そういう意味での予算づけでございます。確かに全中のサッカー大会、保護者の方も含めまして全国から3,000名、4,000名の方が、来られるように聞いておりますので、できるだけそれに間に合うように、教育委員会の方では全力を尽くしていただくということになっております。

それと、あと使用料の問題ですけど、これ、非常に微妙な問題やと思います。グラウンドの整備に当たりまして、使った予算によって使用料が取れる、取れないという話が過去にはあったみたいなんですけども、今現在は新たにまた枠組みを考えてもいいという方向にかわってますので、その辺の話は今後議論になっていくのかなと思っております。芝の養生の中で、7月までに何とかベストのコンディションに持って行く中で、従前使っていた方々には、しばらく使用することについて若干影響が出るというのも理解しておりますが、まず、今現在の芝の荒れた水準を、大会までに何とかしたいというのを優先に、さらにその先を見据えた形でのグラウンド整備、芝の管理を考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田副委員長。

**増田副委員長** 市長からご答弁ありがとうございます。森林環境譲与税に関しては、とりあえず今問題となっておりますナラ枯れ対策をやっていただくということでございますけれども、これ、長期にわたってだんだん予算が上がっていく事業でございますので、先ほどお願いしたような地域資源を活用した特産品といたしますか、そういう商品開発も含めてご検討いただけたらというふうに思います。

それから、新町公園の球技場については、当然ながら、こういう名誉ある全中の大会を葛城市で開いていただくということで、非常に全国的にも評価のされるグラウンドに上がっていくのかなど。そのための見合う管理体制を今後組む必要があるということで1,400万円の機械を導入されたということでございますので、それなりのレベルアップをしていただくということで、それに見合った料金体系の見直しを今後していく必要があるのかなど。それと、適正な使用管理といたしますか、先ほど谷原委員がおっしゃられたように、借りる方の厳正さ等もやっていただいて、立派な競技場をきちっと使用していただくと。こういう方向でお願いを申し上げておきたいと思えます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

内野委員。

**内野委員** まず1点目、先ほども他の委員からも質問あったんですけども、21ページの3目衛生費補助金の中の地域自殺対策強化交付金のところなんですけれども、私ども公明党といたしましても、2016年に改正の自殺対策基本法が施行されて、その後に対策本部を立ち上げました。今15歳から39歳までの死因の原因が、1位が自殺ともお伺いしております。すごく深刻な問題になっておりますが、本市におきましてはどういうような対策を講じておられるかということと、この指導に当たって、指導員という方は葛城市におられるのかということをお聞きしたい。もう1点は、14ページでございます。9款地方交付税の普通地方交付税のところなんですけれども、猛暑がこの夏もまた続くであろうということで、各学校において、葛城市においては空調は全て設置をしていただきました。稼働に非常に多額な光熱費がかかると思えます。2月9日に、国におきまして、公明党の訴えによって、普通地方交付税に国として69億円の交付税措置がされたと伺っております。2019年度からこの交付税が葛城市の方に算入してると思うんですけども、幾らぐらいかわかりましたら教えていただきたらなと思えます。

2点よろしくお願いたします。

**下村委員長** 岩永課長。

**岩永健康増進課長** 健康増進課の岩永でございます。

私の方からは、自殺対策の方針ということで、自殺対策推進計画についてご説明をさせていただきますと思います。平成28年4月に改正の自殺対策基本法が施行されまして、都道府県自殺対策計画並びに全ての市区町村が自殺対策に関する計画を策定することが義務づけられました。葛城市では平成30年度中に策定を目指しまして、こども・若者サポートセンターを初め、庁内関係各所と協議を重ね、また、中和保健所の助言もいただいて、葛城市自殺対策推進計画を作成しており、現在パブリックコメントをいただきましたので、ご意見につい



て一部反映した修正案を公開しているところでございます。

この計画の位置づけといたしましては、国の大綱及び奈良県自殺対策計画の趣旨を踏まえつつ、自殺対策基本法第13条第2項に定める計画に位置づけします。また、第2期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」と整合性を図りながら、その他周辺自治体との計画とも調和をとれた計画となっております。計画の期間といたしましては、平成30年から2022年度までの5年間となっております。数値目標といたしましては、計画期間中の5年間に自殺死亡率をおおむね15%減少させることを目指しております。平成29年度時点で自殺における死亡率が8.1%なので、2022年に6.8%以下に減少を目指しております。

重点取り組みといたしましては、子どもたちの心を育てる支援、不登校への支援、児童とその家族の支援、こども・若者サポートセンターにおける若者、現役世代への支援、保育、教育機関へのコンサルテーション、学校、職場等の事後対応促進を重点項目といたしております。

以上でございます。

**下村委員長** 川崎所長。

**川崎こども・若者サポートセンター所長** こども・若者サポートセンターの川崎です。

内野委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃいましたように、15歳から39歳と申しますのは、当センターの若者サポートの対象年齢でありまして、委員おっしゃいますように、命にかかわるような相談も当然ございます。当センターとしましては2段階でのサポートを考えておりまして、1つ目は、実際に相談に来られた方が、自殺をほのめかされるような相談があることも当然ございます。あるいは、もう一つの段階としましては、市内で自殺が発生してしまった場合には、そのご遺族の支援も当然必要なものと考えております。当センターでの心理士が中心となりまして、こういう方々の支援に当たらせていただいているんですが、その心理士の後ろでサポートするためのバックアップといたしまして統括心理士を配置しておりまして、当然命にかかわる事例になってきますので、困難事例といたしまして、それぞれの対応している心理士のサポートに当たっていただくのが統括心理士という位置づけで対応させていただいております。

以上です。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

交付税のお尋ねでございます。まずは公明党の方でもいろいろとご活動いただきましたその成果として獲得いただいたということで、ありがとうございます。内容でございますが、実は、交付税の総額と配分の方式についてはそれぞれ別のタイミングで決まっております、先ほど委員ご紹介いただきました項目につきましては、実は、入手したての情報ではございますが、先ごろ、国から県、県を通じまして市町村に対しましての来年度の地方財政対策についての説明会があったわけでございますが、その中で、先ほど委員ご紹介いただきましたように、全国として69億円ということで、光熱水費等について措置されるということについてはお示しいただいているところでございます。

今後でございますが、実は、今、国の方で作業されている最中であろうかと存じますが、  
どういう形で具体的な算定の方式があって、約1,700のそれぞれの地方団体に配分されるか  
ということにつきましては、通常のスケジュールで決まっていくと思います。したがいまし  
て、当市におきまして、このことにつきましてどのような影響額があるということにつきま  
しては、具体的な算定をしてみないことにはわかりませんので、年度がかわってから夏ごろ  
の作業になろうかと存じます。総額としては、委員がご紹介いただいたものも入っておると  
いうことでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 内野委員。

**内野委員** 自殺対策、葛城市においては、こども・若者サポートセンターにおいて、いろいろ厚い手  
だてをしていただいているということが、今お話を伺ってわかりました。そうやってサポ  
ートセンターに相談に来られる方はいいんですが、なかなか相談に来れないということで、命  
の24時間電話という無料電話もあるんですけども、私も以前に一般質問させていただいて、  
今本当に若者たち、子どもたちは、ラインとかメールが多くて、なかなか電話がかけにくい  
ということもあります。それで、SNSを使ったラインで相談体制というの、奈良県でも  
モデル事業でやられたんですけども、高校生対応でなかなか数も少なかったということも  
お聞きしております。大阪の方では今も、大々的にライン株式会社との協定も結ばれて、い  
ろんな自殺対策、SNSを使ってやっておられますので、今後、本市におかれましても、ま  
た一遍研究していただいて、お考えいただいたらなと思いますので、よろしく願いいたし  
ます。

それと、副市長からご答弁いただきました。夏に入ってくるであろうということござい  
ます。今年の夏はどれだけ暑くなるかわかりませんが、子どもたちの学校環境、いろいろ、  
何度になったら冷房入れるというような規定もあると思いますけれども、弾力的な運用をし  
ていただきたい。国がこのようにせつかく交付税の算入をしていただいていますので、その辺  
もお願いして、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 25ページ、雑入の中で、太陽光発電電力売却収入、こちらについてお願いします。私は太  
陽光発電、すごい理にかなった仕組みで大好きなんですけども、これは、どんなところへつ  
けられてるのかお聞かせください。

あともう1個は、自動販売機設置に係る売上協力金、これは、市内何台あるのかお聞かせ  
願いたい。これは、災害時に無料で出るタイプの自動販売機のことですか。その台数をお願  
いします。

**下村委員長** 吉川理事。

**吉川教育委員会理事** 教育委員会の吉川でございます。

太陽光発電の件でございますけども、学校教育課といたしましては、新庄幼稚園の方に太

陽光発電を設置しております、今年度、平成30年度につきましては、16万2,007円の2月末現在で収入を得ているところでございます。

あと、残り、歴博の方で太陽光発電があるということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 早田課長。

**早田管財課長** 管財課の早田でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの自動販売機の売上収入、管財課の所管といたしましては、新庄庁舎、當麻庁舎の2台分の自動販売機の売上金として5万円を計上させていただいております。

以上です。

**下村委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** 自動販売機の売上収入についてのご質問でございますけれども、それぞれ施設の管理者が管理するということになってございますので、今、管財課の分、新庄庁舎、當麻庁舎の分は管財課が所管をしているということでご答弁申し上げたところでございます。市の施設全体にかかわりまして、どれだけ設置をされてるのかということにつきましては、今現在取りまとめをしておりませんので、後刻取りまとめをさせていただいて、報告をさせていただくような形でよろしく願いをいたしたいと思っております。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 自動販売機はお願いしておきます。

太陽光発電についてなんですけれども、これは、もうほかに設置する予定とかはないんですか。昨年も同じぐらいの収入として入ってるんですけど、ふやす予定はないんですか。

**下村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろ検討してる最中です。今回の平成31年度予算には間に合っていない部分がございます。この2年間で検討してる中で、その部分も実は含まれた検討をしてる状態で、まだその成果品といいますか、実際にそれがどういう形でというものが、最終的なもののそれが上がってきてませんので、またそれが上がってきましたらご報告をまずさせていただきたいなど。検討はしておるといってございませぬ。

**下村委員長** 杉本委員、それでよろしいですか。

**杉本委員** はい。

**下村委員長** ほかに質疑ございませぬか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようですので、これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう十分ご注意ください。

質疑はございませぬか。

谷原委員。

**谷原委員** 財政調整基金のことについてお伺いします。市政全般ということになりますけれども、予算にかかわることになります。1つは、財政調整基金をどれぐらい残しておくのかということで、残すと言ったらおかしいですね。めどですね。というのは、前回のどこかでの議論の

中で、副市長の方から、言ってみれば、国が1,000兆円を超えるような赤字を出して地方交付税を地方に与えてると。ところが、地方の方がすごく大きなお金をため込んでると。これは不正常だというのが、基本的には単年度主義でやってるわけですから、その年度のお金はその年度でしっかり使っていくのが原則なのに、当然4月、5月に税収が上がらない中でも事業をやっていかなあかんから、自由に使えるお金は一定要るといことなんでしょうけれども、目的別の基金を積み立ててる一方で、財政調整基金、これをどこまで考えておられるのかということがこれまでも議論になりましたので、そこら辺の方針をお持ちだったらお答え願いたいなと思っているところなんです。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

総括的な質疑の中で、非常に難しいお問い合わせをいただきました。前回、委員からもご紹介いただきましたけど、実際、国の方でも、いろんな国家予算の議論の中で、地方交付税というのは多額を占めるものですから、社会保障費と合わせましてもかなりの割合を占めるものですから、それに対しましては、国におけます財政課といいますか、財務省では、やはり地方で十分な基金をため込んでいるのに、国は借金をしてまで交付税を出していいのかというふうな議論をしておられます。その点では、今後の何が起こっても対応できるように、安全・安心のためといって必要以上に基金残高をため込み過ぎるのは、これは本来の趣旨から離れてよくないであろうと。そういたしますと、財政調整基金の本来の意味合いは何であろうかと。1つは、大規模災害等の臨時財政支出に対応する分、それから、もう一つは、災害以外の、それこそ年度途中の支出が見込めない突発的な事象に対応する分、まず2種類に分かれようかと存じます。災害に対する分につきましては、実は、平成31年度の歳出予算にも災害復旧費として、まずは平成30年度当初予算から、土木施設と農林施設につきましては枠的な災害復旧事業の計上をさせていただきながら、さらに、社会福祉施設等教育施設についても若干の金額を枠的に計上させていただきまして、より弾力的に機敏に動けるような措置をさせていただいておるところでございます。

それから、それ以外の予備的な突発事象につきましては、例年500万円を予備費として計上させていただいております。そういたしますと、それ以外の部分として幾ら必要になってくるかということございまして、これにつきましては、実は、総務省から目安の金額が示されているわけでもありませんし、適切なことを示してる部分はないんでありますが、1つご紹介をさせていただきますと、関西学院大学の小西砂千夫という教授がいらっしやいまして、地方財政に非常に造詣が深いということで、国のいろんな委員会等についても座長を務めたりされてる方でございますが、この方の1つの見解ということでご紹介をさせていただきますが、標準財政規模の大体その予備的な支出の分が5%から10%ぐらいは経験則として必要ではないんだろかというふうなご紹介も1つはいただいているところでございます。それが予備的な支出の部分でございます。同じく災害等の部分としても5%から10%ではないかと。そのあたりでいたしますと、総額として10%から20%の間といったことになろうかなと存じます。

当市の標準財政規模、これは、平常的な一般財源の総額とご理解いただいたらいいかと思いますが、これが大体約90億円ぐらいでございますので、そういたしますと、これ、重要な話でありながら、非常に雑駁な数字を申し上げますと、10億円から20億円の間ぐらいはやはり今持っておきたいなといったところかなといったところでございます。1つの見解としてこういった考え方もあると。ただ、明確な基準があるわけではないということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 過去の変動をずっと見てみましても、27億円か28億円か、何か大変高いときから今年度を見ると10億円を切ってる、最終的に、戻入がまだあるかもわからないですけど、10億円を切るということで、大きく変動するというのはいろんな事業があるからわかるんですけども、ある程度見通しがないと、財政規模で財政支出について議論がしにくいところがありましたので伺わせていただきましたけども、ありがとうございました。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 今回、この一般会計予算の様式については、新たにこういう事業別予算という形にかえていただいたと。私、いろいろとずっときょうまで見させていただいて、以前よりよりわかりやすい様式になったかなと。特にタイトルがあって、その後ろに課の名前が書いております。どこの課がこの事業を担当してるんだというのが明確にされておりますので、非常にわかりやすいということがございます。ただ、以前から同じことであるかと思うんですけども、4日間かけてご審議していただいた委員の意見というものが、各現場に帰っていただいて、今回は課長なり部長なりがご答弁をいただきました。ごもっともなご答弁で、納得のいくもの、いかないものも含めまして、いろいろとやりとりをさせていただいたと。これが、この場所での議論なのか、よくご意見を今後事業に反映させていただきますというような模範解答のご答弁をいただく機会は多いんですけども、実際現場へ帰られて、課員の皆さん方が、これ、情報共有をどこまでされてるのか。そういう議論を課内でどういうふうな形で再度ご検討いただてるのか。現場へ戻って、この情報といいますか、やりとりをもう一度精査していただかないと、この場だけの議論では今後の事業に反映しないのではないかなと、そういう不安もございますので、これ、各課長、部長に、持って帰ってどないしてんのって聞かれへんで、代表で誰か、こういうふうにちゃんと現場で意見を精査させていただいておりますみたいなご答弁がいただけるのであれば、お聞かせを願いたい。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

増田副委員長からのお問い合わせでございますが、まずは各部長、課長がしっかりと承っておりますので、それをもち帰って、しっかりと議論もして、政策に生かしておることと存じます。実際いろんな予算の組み方、あるいは施策の考え方の中で、庁内では、予算要求の秋から冬ごろの一発勝負ではなくて、いろんな重要施策について、これは逆に言いますと、企画部のラインでいろんな全体の采配といいますか、いろんな事務はやってるわけござい

ますが、庁内でそういった形の次年度、あるいはもっと先を見据えた政策に向けての検討会議も実施をしておりますし、実は、毎週部長会という形で、日々の執行方針の確認等も市長以下、幹部職員が勢ぞろいをしてやっているところでございまして、そういった取り組みを通じまして、この議会の場でご議論いただいた内容につきましては、きちっと踏まえてこれまでも予算化等を検討してきたことをございまして、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** 副市長の方から、そういう今後の事業のための議論は持ち帰ってしていただくというふうなご答弁でございますけれども、そういうことをルール化していただくというか、予算特別委員会の反省会じゃないですけども、そういういろんな貴重なご意見が出たと思うので、その辺のところを事業に今後反映するような議論の場をつくっていただきたいとお願いを申し上げておきたいと思えます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 時間もないので簡単にいきます。

私、予算の冒頭のときに、平成30年度の執行状況について、総務部長から3月は入ってませんという形で支出負担伺い77%、建設事業で現年が56.68%、繰越しで85.21%と、合わせて66.9%という率をいただいております。あと3月も残すところ10日余りと迫ってきた中で、余ったものについては不用額で落としてもらったら結構かと思えますけれども、駆け込みというのか、そういうようなことがないようにとお願いをしておるわけですけども、とりあえず平成31年度はきちっと早い時期に発注をしてもらえると、こういうことをお願いしておきたいと思えます。

それから、入札の問題でございますけれども、なかなか平成30年度、磐城の学童保育、あるいは當麻スポーツセンター、ストックヤードと入札が不調に終わっておると。入札辞退が出てくるのは、恐らく技術者が足りないとか、そういうようなことで辞退ということが出てくる。なぜ葛城市で辞退が出てくるのかということと、職員がもっと早い時期に努力はすべきやと私は思ってます。それには地元の関係とかいろいろ事情はあると思えます。そやから、4月にスタートして発注する時期が10月や12月、あるいは年越して1月、2月、平成31年度はこういうことのないようにしてもらいたいということで、どういうお考えをされてるのかということをお答えお願いしたいと思えます。そうしないと、例えば、2次製品が入って来ないので繰越ししますとか、こういうような答弁もありました。予算を立てたとき、設計したときに初めからわかってる話であるので、その辺も気をつけてもらいたいと思えます。

それから、財政の関係、私もプロでないんでわかりませんが、合併後ずっと見ていきますと、市県民税につきましては平成29年から約1億円ほどふえてきておる。ところが、固定の関係につきましては、土地ではかなり下がってきておるというような実態であるわけでございます。しかし、家屋につきましては、逆に平成28年ぐらいから大体5、6千万円ぐら

いは上がってきておると。よい傾向になっておるのかなと。ところが、償却資産についてはなかなか上がってこないというのが実態であるし、法人につきましては大きく落ち込んでおる。合併当時は7億円、あるいは、多いとき平成19年は9億円というような法人税がありました。今は3億円まで回復しましたが、ずっと2億4、5千万円で来ておると。交付税につきましては、合併当時は23億5,000万円ぐらい、これが平成22年度から30億円の大台に乗ってきて、今、平成31年度では34億9,000万円ぐらいの大台に乗ってきてる。特交につきましては大体6億5,000万円前後で推定をしておるといふ形の中で、今後の財政をどういふふうに見ていくのかということと、今、谷原委員からありました財政調整基金、平成30年度末で18億円、平成31年末の予想では10億円を切って8億円になるというふうな数字があらわれておる。今、副市長の話では、大体予算の20%前後ぐらいと見込まれるというような話がありました。今の予算からして150億円、30億円ぐらいの財政調整基金を持たなくてはならんということで、なかなか非常に苦しいことやと思います。将来を考えたら財政調整基金というのは30億円ぐらいは持っているのが安全ではないかなと私は思っておりますので、もう時間もないんで、詳しい説明は結構ですので、今言いました3点、平成31年度に向けてどのような体制でいくかということをお伺いしておきます。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

岡本委員から、まずは執行管理につきましてお言葉をいただいております。ある意味当然のことではありますが、それができてないのではないかとことのお言葉だと真摯に受けとめまして、まず1つは、抽象的ではございますが、再度肝に銘じて、心構えとして管理職一同しっかりと取り組んでまいりたいと。それとともに適材適所を図りながら、より機動的に動ける組織にしながら、市役所一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

それから、財政調整基金につきましては、私、30億円とは申し上げてませんが、30億円は委員がお述べになった金額だと思いますけども、多ければ多いほど安心なわけではございますが、とはいうものの、税収その他も含めて、これは、なかなか外的な要因も含めていろんなことに影響されるわけでございますので、引き続き必要な金額をしっかりと見積もりながら、それに対する財源対策をどうしていくかということもあわせて考えながら、これも適正な運営を心がけてまいりたいと。精神論で申しわけございませんが、そういった形で頑張ったいと思っております。

税についてのお問い合わせがあったと思っておりますが、税の方につきましては総務部長の方からお答えいたします。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

合併以後の税収の推移等も紹介をいただきながら、積極的な税収確保に向けて取り組んでいくようにというご意見かというふうに思っております。それぞれの税目におきましては、必要な対策を講じつつやっておるわけでございますけども、いかんせん国の経済政策ですと

か、経済動向によりまして影響を受けるというところがございます。それ以外の部分につきましては、固定資産税等については、当然ながら土地につきましては地価の影響がいまだにちょっとずつ下がっているというようなことでございますので、そういったことで税収といったしましては、評価額自体が下がっているということでございます。固定資産税の中でも償却資産につきましては、今まで未申告の会社ですとか、新規に立ち上げられた会社について積極的な働きかけを行いながら、税収の確保、申告を出していただけるようにというような指導も徹底を、今現在はしておるところでございます。税務署の方に出向きまして、そういった所得税の申告をされていて、減価償却を出されてる会社もピックアップしながら、申告をしていただくようにというような形での勧奨をさせていただいておるところでございます。そのような会社に入りまして税務調査等も権限としてはできるわけでございますけれども、専門的な機械等もございますので、なかなかそういったスキルを身につける機会がなく、そこには踏み込めていない状況ではございますけれども、ある意味、そういったところに隠れた財源があるのかなという認識はしておりますので、そういった方向で調査もできるように検討は重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

その他の税目につきましては、地方財政対策に基づいたような税収見込みを立てておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、答弁いただきました。事業の執行あるいは入札については、職員がしっかり一丸となってやっていきますよと、こういう意見をいただきました。平成31年度を期待しておきたいと思えます。

財政につきましては非常に見通しが難しいと思えますけれども、本当に財源的には苦しくなってきたことは事実、これは間違いないと断言せないかんと思えます。できるだけ税収の確保をしていただきながらやっていただきたいと思えます。

1点だけ、交付税の関係ですけれども、来年から一本算定になってくるということですが、平成31年度から見て交付税がどのぐらいになるのか、もし、わかってたら教えてほしいし、今すぐにはわかりませんと言われるのやったら後で聞きますので、その点だけお願いしたいと思えます。

**下村委員長** 内蔵課長。

**内蔵総務財政課長** 総務財政課、内蔵でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員のご質問ですけれども、平成31年度の普通交付税につきましては、先ほどおっしゃいましたように、当初予算で34億9,000万円を見込んでおるところでございますけれども、これが、平成31年度、仮に一本算定で計算いたしましたところ、34億2,400万円と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員、それでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)



**下村委員長** 質疑ないようですので、平成31年度一般会計予算についての質疑をこれで終結いたします。

かなり委員会の進行がおくれておりますので、ご理解のほどお願い申し上げまして、13時15分から午後再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時18分

**下村委員長** 会議を再開いたします。

西川委員から、本案に対し修正案が提出されておりますので、西川委員から趣旨の説明を求めます。

西川委員。

**西川委員** 20日の7款消防費の質疑が終了したときに、私の方から委員長に対しまして、減額修正の議案を委員会に提出したいということで、委員長によりしく検討いただきたいということでお願いをさせていただきました。委員長、お取り計らいありがとうございます。

それでは、この減額修正について説明をさせていただきます。まず申し上げたいのは、20日の7款でもいろんな議員が質問、質疑をし、理事者に答弁を求め、また意見もおっしゃった。そういうふうな中でいろいろと委員の方はご心配をさせていただいてるということは重々承知をしております。その中でこの減額修正を出すに至った理由を説明させていただきたいんですが、もともと災害に強いまちをつくっていく、そして人命を大切にして、将来の災害に備えていくという市長の答弁、説明もありましたが、そのことに関しては委員それぞれ何の異議もないわけでございまして、ただ、それを進めていく上について、今予算に上げてこられてる土地の公有地の取得ということに関しては、この前にも申し上げましたように、委員会の協議会で2回ほど説明をいただきましたけれども、なかなか納得のいく説明をいただけてない。

そして2月24日に、北道穂地域のところで区民の集会を開くビラが出て、その中に決定したかのような形で集会を呼びかけておられる。これ一つとっても、議会そのもの何の判断をする説明が理事者側からなされてないわけで、そのときに初めて候補地が北道穂地域やというのが、2月の全員協議会の時、24日にこのビラをまかれたというときに初めてその場所がわかったわけでございます。それでいろいろとどういふふうな内容になってるのかということをお調べしたら、まずは議長の方から報告ありましたように、今は消防本部の方々に説明を受けたら、現在の葛城消防署そのものの統廃合については、中期・長期ビジョンの中にははっきりとはうたわれてない。ただ、年数が経過してるから、10年以内には建物の見直しとか、補強とか、改築とか、そういうふうな時期に入りますよというふうなものは出てたと、こういうふうにはお伺いしております。そして、消防本部の方の話によると、これは、葛城市からそういうふうな話は出てたこともあるけれども、今、正式にはそういう協議には入ってないということでございました。

しかしながら、委員会また協議会で聞きますと、既に本部の方に平成32年で終了する緊急防災事業債そのものに間に合わせるために、建物は本部の方で国に対して事業債の採択をする

ような要望書を出す。土地に関しては葛城市が用意をして緊防債を使うてやると、こういうふうな話でございますが、平成32年度にまず建物を完成せないかんというふうなことから、とてもやないけど間に合わんのちゃうかというふうなことが、今初めて議論の場に来てる。ですから、そういうふうな説明も一切正式には受けてないわけでございます、そして、地元の説明会が2月24日にあったその報告が総務部長からされて、そのときの様子は、賛成者は1人もなく、反対者が半数以上あったと。そのときに反対の結論を出そうとしたけれども、2月24日の地元説明はそういうふうな場ではないというふうなことで終わってるんやけれども、今、地元もはっきりと反対の意思は出てきてるんです。しかし、その設置場所に対しての理解が得られてないと。

今3つ言いました。本部との協議が全然整ってない。緊急防災事業債を使うにしたらって、これは平成32年で切られてて、果たして間に合うのかどうかというふうなこと。それと地元の理解が全然得られてない。そして、現在ある消防署そのものの取扱いをどういうふうにしていくのか、その説明もない。そういうふうな中で、平成31年度予算の中で消防費として土地の購入の予算が上がってきた。この予算を議会が議決して認めると、今後うまくいくことを願ってますけれども、これが、今上げたようなことが一つも見通しとして立ってないときにこれをやると、土地そのものが、購入はするけれども、建物が立たへんと、土地が浮いてしまうというふうなことにもなりかねませんので、この際7款消防費については減額をさせていただく修正案を出させていただくということでございます。

まず、お手元にお配りをさせていただきました予算の修正案でございます。3枚目の議第16号の平成31年度葛城市一般会計予算修正案提出の資料ということでお配りをさせていただいておりますが、7款消防費の歳出、広域消防費として、平成31年度の本予算の中では、127ページの説明の中には、目では広域消防費です。説明の中では12節、13節、17節の説明の中の金額を、原案では役務費で65万円、それで委託料で792万8,000円、公有財産購入費で2億5,500万円、これを修正案では全部ゼロにさせていただいております。そして、修正後の金額でございますが、これが原案は7億3,462万6,000円でしたが、修正後は4億7,104万8,000円というふうに修正させていただいております。

それで、次に、歳入の方でございますが、24ページの17款繰入金、その中の財政調整繰入金を9億8,692万2,000円に、修正案としては歳入ではそういうふうにさせてもらっております。原案では9億8,700万円でございます。7万8,000円を減額しています。

次に、市債でございますが、この特定財源として歳入で入っている市債でございますが、27ページの5目消防債、1節広域消防債2億6,350万円をゼロにさせてもらっております。これが一番後ろについている歳出と歳入の説明でございます、それによって、そういう減額をすることによりまして、1ページに戻っていただきまして、第1条第1項中の158億300万円を155億3,942万2,000円に改める。

次に、第1条第2項第1表を次のとおり修正するというのは、修正前のその下の表でございます、修正前は上の部分、基金繰入、市債、歳出は消防費、これ、消防費が全体で先ほど説明しましたので、修正後は総合計が出てまして、修正前は、今言いましたように基金繰

入と17款、20款の市債とで歳入で150億8,300万円。それで歳出の方が、消防費で9億271万3,000円の歳出合計が158億300万円。修正後でございますが、下の表でございますが、17款基金繰入金を12億3,105万3,000円、市債を11億1,000万円、歳入合計が155億3,942万2,000円。歳出の方でございますが、消防費が6億3,913万5,000円、歳出合計が155億3,942万2,000円、こういうふうに修正をさせていただいております。

2枚目の表でございますが、地方債の第4表です。この中の9ページでございます。広域消防事業債が2億6,350万円というのを、修正後はゼロにさせていただいております。11億1,000万円に改めさせていただいております。

以上でございます。

**下村委員長** 以上で説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

修正案への質疑は、提案者だけではなく理事者にも可能となっておりますので、お願いいたします。

副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

委員の皆様からのご質問より先に質問いたしまして失礼いたします。

西川委員は、先ほどご説明の中で、うまくいくことを願っているが、これらのことが見通せないまま予算を認めると、土地を取得して建物が建たないということになりかねないと懸念をしていることから、この修正案をお出しなされた。そういったご説明であったというふうに理解をしておりますが、ご確認をさせていただきたいと存じますが、消防署自体を、近いか遠いかは別にして、近い将来、改築の議論をすべきときが来るであろうと。そのタイミングと、それから緊急防災・減災事業の期限、それをいろいろ考え合わせた中で、これはぎりぎりのタイミングではありますが、何とかこのタイミングでできないかということを考えながらチャレンジをさせていただきたいということは、理事者側からご説明は申し上げたとおりでございます。それとあわせまして、議会の方からは説明が不十分ではないかといったことにつきましても、適宜その段階でご説明ができること自体につきましてもご説明をしながらまいったわけでございますが、先ほど委員の方からそういったご説明をおっしゃったと。

そこでなんでございますが、これは、議会として消防署の移転改築を理事者側として、これは検討をして進めること自体に同意ができないといった意思表示を議会がなされたのであるのか、それとも、これは予算も、あるいは準備行為としての測量委託料でありますとか、土地の鑑定料につきましても、これもあわせて減額という案を修正案として出していただいておりますが、何もなければ事前に具体的な見積もりもできませんし、これはなかなか事業を進めていく中で予算的には非常に動きにくいわけではございますが、今考えております移転を伴う改築そのものについての検討を理事者側として取り組むこと自体に、議会としては同意をしないといった議会側の意思表示となるのでございませうか。これにつきましては、予算案はこの修正案でお出しいただいて、でも、機が熟したらこれはやってもいいよとおっし

やるようであれば、この内容であればなかなか動きにくい内容ではないかと存じ上げますので、そのあたりについてお伺いをしたいと存じます。

以上でございます。

**下村委員長** 答えられるようであれば。

西川委員。

**西川委員** 動きにくいかどうか別にして、このことに関して、一番最初に言いましたように、この前の20日のときに市長は、説明してるとおっしゃるのかわらんけれども、正式な委員会で、災害に強いまちをつくっていく、そして市民の人命を守るためにこういうことを考えているということ自身に、議員そのものも委員の方々も、そんなことを反対するというようなことはあり得ません。しかし、この間何回も僕は尋ねてきた中で、まず地元の対策のあり方にも僕は疑問を持っています。聞くところによると、今年24日に初めて市長が地元で説明に行くとか行かへんとか。そんな段階ですやんか。地元から、僕は初めて、「こんな会合開くけど、あんた知ってるか」と議員が初めて聞くわけです。僕は、情報不足かわらんけれども、こんなふうなことも決まってるのかとくるわけです。そやから、市長もこの実現に向かってはなかなかしんどいハードルを超えていかんとできない。そやけれども、この予算そのものについては、努力してやっていかれる見通しはある程度つけてやっておられるんやけれども、この消防署のことに関しては、予算を議会が認めていくとすると余りにも計画が煮詰まっている部分が少ない。全然見通しが立ってないと判断しています。ですから、今副市長が僕に答えよというのであれば、そこは努力をしていただいて、市長の思いをどういうふうにしていかれるのか、議会にちゃんと説明できるような努力をされたらよろしい。平成31年度予算のこのことに関しては、減額の修正をさせていただくが、事業を前へ進めるなどというようなことは言うてません。今の北海道で進めようとは言うてません。どこであろうが、候補地が3つあって、1つあかんかった、2つあかんかった、ここだけ残りました言うけれども、僕ら、1つ目がどこやら、2つ目がどこやら全然知りません。そやから、言うてるように、市民の命を守り、災害に強いまちをつくっていくために努力するということに関しては、何も反対はしていません。

**下村委員長** 冒頭に私言いましたのは、この修正案への質疑は、提案者だけではなく理事者にも可能と言いましたけれども、理事者にも可能というのは、副市長は勘違いされてたと思うんですけども、委員の方々がこの修正案に対して、理事者にも質問ができますという意味なんです。ご理解をいただきたいと思います。今のは例外ということで、西川委員答えてくれましたけど、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

**下村委員長** 西川委員が出された修正案に対して、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 要は、ここに先ほど、これは副市長がおっしゃったことなんですけれども、言ってみれば、土地購入費以外に土地鑑定料とかそういうものが入っている部分について、そこを否定すると前へ行かないと。それまで否定されるんですかというふうなことなんです。それに対して

西川委員の方からはっきりしたご答弁がなかったので、それについてお伺いしたいということなんです。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今までの事業をいろいろ進めてこられる中に、この役務費、委託料、このお金がなかったら、先ほど僕が一番最初に言うた防災、また減災をやる、その消防署のあり方を考える、そのことに対して何の働き方もできへんと、そんなことはあり得んと思います。ただ、今はっきり言えということやから、この消防費の中の、はっきりしてきたのが、北海道のあそこの土地に交渉に入るんやということがわかってきたから、地元も反対してるから、そこらのところも3ついろんな乗り越えんなんところがあるから、このことに関しては一切認めませんと、全部減額させていただきますと、こういうことでございます。

**下村委員長** そういうことでよろしいですか。

**谷原委員** わかりました。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、以上で、ただいま議題とされております議第16号の修正案に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

谷原委員。

**谷原委員** 議員間討議を希望させていただきます。

内容については、今、話題になっております消防整備事業費についてです。あとで詳しくはこういうことをお聞きしたいということをお話ししますが、趣旨としましたら、先ほど来からあるように、国土強靱ということで国も挙げて予算もつけているその中で、誰も反対される方はないわけです。消防署が老朽化してることについて、これを何とかせなあかんと。できたらこういうところにのったらいいけれども、でも期限も切られてるし、大変厳しい中であって、皆さん迷ってると思われま。私も迷ってる場所があります。1つは、議会で十分審議がなされなかったの違うかということが1つ。それから、地元で反対があると、広域消防の件も出てきました。これは予算特別委員会でも出てきたんですけど、そこで、議会として、今後皆さんのご意見も聞きながら、どういうふうになればこれが実現していくかということ、ある程度私としても皆さんのご意見を聞きたいところがあるんです。先ほどおっしゃってるように、誰も反対しないわけです。だから、これのあり方について、例えば、修正案が通る、通らない、あると思いますけれども、今後どういうふうな形でこれを議会として取り組んでいくのか、考えていくのかということら辺を、ご意見を聞けたらと思うんです。

具体的に言いますと、こういうことです。国は、12月に補正予算と同時に平成32年までということで、とりわけ単独事業については平成31年、平成32年の2年というふうに切ってしまったので、非常に慌ただしくこの間進んできて、当然、議会の説明不足だということもあるし、住民の方には誤解を与えて、その誤解から大きな反発が生まれたということも出てき

ましたので、だけど、それをもって、難しい面は多々あると私は思います。先ほど西川委員がおっしゃったように、3つハードルがあるというのは市長もおっしゃってるわけですから、だから、そういうハードルがあるけれども、予算を見て、見積もりの予算を出したとして、その中で進めさせてくださいと。だから、そこら辺を皆さんはどう考えておられるのかをお聞きしたいんです。だから、これがもっと長い期間かけてやれば、多分議会の合意はとれたと思うんですが、なかなか短期間でこういうことになって、いろいろ地元住民の方にも誤解が広がったりしてるので、非常に難しいところがあるので、そこら辺の率直なご意見を伺いたいだけなんです。というのは、これ、賛成、反対といたら、はっきり言ったらゼロ、百です。ゼロ、百で議会が進んでしまうと、これは、後々みんながやらなあかんということに対してゼロ、百であとこういくというのではなくて、そこら辺が40、60とか、30、70で迷ってることはありますので、そこら辺のところは私としては聞かせていただきたくらなという、そういうことなんです。難しくて言いたくないということであれば、別にそれは構わないんですけれども、そういうことで議員間討議ができたらと思ひまして、希望いたしました。よろしくをお願いします。

**下村委員長** 強制的に聞くわけにいきませんので、何かご意見ありましたら挙手をいただいて。

岡本委員。

**岡本委員** 議員間討議は、私も初めてでどういうふうに答弁していったらいいかわからんけども、今、西川委員が提案された内容についても、市民の生命、財産を守る、これはみんな理解をされてるということです。例えば、私個人的な考え方で、提案の仕方が、今おっしゃるように、議会に対して説明不足だったということをお主張しておられるわけですが……。

(「違うよ」の声あり)

**岡本委員** そうですか。これは私の意見です。消防業務とは何か。一番問題は、市民の命を守る。特に救急の関係については、いち早く病院に運ぶ、これが1つの使命やと思います。火災とか災害、これももちろん使命やと思いますけども、今、理事者側が言われている緊防債を活用して提案されている。それは慌ててということになるけども、やはり平成32年度限度ということが今されてる中で、今が使えるええチャンスやということになれば、1つ拡大解釈した中で、理事者側が全面的に努力をしますという確約をもらいながら進めていったらええのではないかなと、私はそう思うてます。現在の消防署は、皆さんの協力していただいて、昭和56年につくらせていただいた。それは、一番目的は、市民の生命、財産を守るために先輩があそこへつくっていただいた。そこで今、手狭になってきておるということで、もうちょっと広い場所であるということが理事者側の考え方でないのかなというふうに私は思います。ですから、説明不足ということはようわかりますけども、できたら今の時期に、このチャンスのあるときに進めるべきではないかなと、私はそう思います。

**下村委員長** ほかにご意見ございましたら。

西川委員。

**西川委員** 今、議会に対する説明不足と言われましたが、説明不足という段階と違って、説明なんてあったと私は思っておりません。市長はもうすでに北道徳で具体的に進めようとしてるわけ

ですよ。それでこの事業は平成32年完成ですよ。それで、建物については消防本部に緊防債の補助申請なりをやっていただくとされている。建物を建築する計画をしよう思うたら土地が要ります。そんな申請をするということになると、消防議会が通らんとできません。消防議会は7月ですよ。まだいまだに何の説明も打ち合わせもされていない。それで次の議会は2月です。そうすると7月にうまくいけばええけど、それがいかんと2月になったら、もう平成32年です。そういうふうなことが何の説明もないのに、ここでこの2億5,500万円の予算を認めて、土地の交渉に入って、地元から反対があって取得できませんでしたでは済まんわけです。これを認めるということは、議会が進めなさいと、議決するということはそういうことです。そやから、もうちょっと見通しもちょうと立てて、地元そのものも今、本当にこれ、若い子らも反対してるようです。この問題は北海道だけと違うんです。今言われている場所は西室の方にも影響あって、隣接する弁之庄にも影響ある。そういうふうなことやから、もうちょっとしっかりと進めてからでないと、ちゃんと見通しが立ってからでないとこれは認められませんよということ言うたんで、ただ単に議会に対する説明不足やということだけで減額の修正案を出してるわけではございません。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、西川委員からいろいろ話ありました。おっしゃることはよくわかりました。設置する大字だけが迷惑をこうむるだけではないと思います。その地域はどのぐらいの範囲になるかわかりません。今現在ある消防署、中戸区民だけに迷惑かけてる問題でも何でもありません。ほかに弁之庄もみんな迷惑かかっているとします。しかし、どこかの場所で設置をしないと、みんな反対やからできませんではこれは通りません。ですから、私は、中戸の人も、先輩の人があそこに決めていただいて、地元の人々の大きな理解があって今の消防署があると私は思います。

今、北海道という名前が出てますけども、確かにその大字については、それは気の毒なこととはよくわかります。例えばクリーンセンター、あるいは墓地火葬場、これもその大字の了解を得てつくって来ました。ですから、ここが当たり前やというのではなしに、どこかをつくったら、つくったとこの大字に迷惑かけることは、これは十分、みんな議員もそういう理解が必要やと思います。

今、広域消防組合の話も出てました。私、広域に入っていないんでわかりませんが、今、総務部長の方から地元説明会の様子の報告があったようなことは、誤解を招いてると思います。一方、広域消防本部の方でも図面というんか、概略というんか、そういうとこまで話は進んでると聞いています。そやけど、今、西川委員言われるように、また藤井本議長が言われているように、広域の議会の同意なしにはできへん。これはようわかります。広域消防組合の議会というのは、何で2月と7月か。各市町村の予算が3月議会で通らんとできへんということやから、私は7月やと思うてます。決算も9月に通らんとできへん。そやから2月にずれ込む。これはどこの広域行政組合の仕組みも一緒やと思います。そやから、おっしゃてることはようわかりますけども、とりあえず誰か努力しないと、1年かけて努力するのか、半年かけて努力するのか、努力して進めていくという方向が私は一番大事やと思うてるわけ

です。そやから、理事者にばかり圧かけるのでも何でもないけども、予算に上げてきた以上は、きちっと一日でも早く該当地域に行って、本当に寝やんとやないけども、そこまでもきちっとやっていく。この姿勢があつたら半年もあつたらできるのではないかなと私は思います。造成なんて半年もかかりません。そやから、西川委員心配してはるように、とてもやないけど来年は難しいですよということにはならんのかなと思います。ただし、用地が買収できなければ、おっしゃるとおり、これは全然あきません。そやけど、用地を先に取得する。これは一番第一の段階やと思いますので、私は、努力していただいたらいけるのやないかなということも思ってるということだけです。

**下村委員長** ほかに。

奥本委員。

**奥本委員** 谷原委員が言われた何パーセントくらい賛成されてますかという話に基づいて話させてもらうんですけども、まず、消防署の移転に関して100%もろ手を挙げて賛成かという、そうではないんです。審議のときに申し上げましたように、やはりいろいろ問題があつて、考えていただくことはあると申し上げました。ただ、国が防災・減災に対して強い意思で進めていこうというところに沿ってることは間違いないと思うんです。市長のそのご意向でやっていきたいということが背景にあると、それは間違いないと思います。皆さん、その辺わかってらっしゃることであつて、我々議会としての使命としては、やはり住民の生命と財産を守るということに対しては第一義である。ここは全然相違ないことだと思ひます。そして、今後、今この問題としてどう考えるべきかと考えたときに、西川委員おっしゃるように、地元の方の説明がうまく進んでなかったというところがあるかと思ひます。先ほど話に出ましたクリーンセンターのこととこれとを同一にするのは余り乱暴かなと思ひますけども、クリーンセンターで大字當麻で話があつたときに、約700世帯あるんですけども、世帯だけの採決ではなかつたんです。これは、それぞれの家に持ち帰って、本当に子どもも交えて各家庭で議論をやってもらいました。そして、最終的にゼロか百かの結論ではなくて、それこそ49対51ぐらいでそれぞれが結論を出されたんです。その多くが、私も含めて、反対意見として一番多かつたのは、子どものため、将来のためにこれを絶対に持ってきたらあかんという方と、あえて子どものためを思つて持ってくるべきやというので同意された方がいてるんです。というのは、どこかがいずれ受けなあかん。そして、それをどこが受けるか。それが私の大字當麻でええのかどうかという議論だつたんです。だから、おそらくその辺の地元に対する説明の詰めというか同意というのが、あえて不十分という言い方をしますけども、なかつたのかなと思ひます。

総務部長の説明で、説明会のときに参加された世帯が、131世帯中62世帯出席されて、そのうちの半数が反対され、賛成はゼロやつたという報告がありました。ということは、半数はまだその時点では意思表示ができてないというか、固まつてなかつたということなんです。それはあくまで世帯であつて、そこで住んでらっしゃる子どもさんの意見とかはどうなのということを私は知りたいんです。ただ、それはやっぱり解きほぐしていく時間が必要やと思ひます。だから、そこに対しては慎重に進めていってほしいと。本当にそこだけなんです。



だから、それを考えると100%賛成できない。私が言ってるのはそこなんです。だから、そこは、まず市長のご答弁では、これから慎重にやっていくということでした。それともう1点、私が申し上げたのが、広域消防の問題です。葛城市だけで結論出したって、広域消防がどうなるかわかりませんからということをおっしゃって、それに対しても市長は、広域消防については、葛城市としては評価していただいているということをおっしゃったので、それであれば進める価値はあるのかなと。ただ、西川委員おっしゃるように、今本当にやらなあかんかどうかなんです。そこは正直、判断が私は難しいんですけども、逆に、いずれどこかでやらなあかんのやったら、やるタイミングというのも考える必要があるのかなと。やるタイミングが、そしたら今で結論出した方がいいのか、この先で結論を出した方がいいのかと考えたときに、緊防債が使えるか使えへんかという瀬戸際のところ、岡本委員おっしゃるように、議会の議決を必要とするんやと、それ以前に、市議会の方でのある程度の結論というか形をつくっていかなあかんかったらと逆算していったら、このタイミングしかないかなと。そういう意味やったら、最終的にやることを目指すんやったら、このタイミングでやらなあかんのかなとこのころで、やらなあかんところの割合がふえると。具体的に何パーセントとは言いつらいんですけども、今現状、私の、谷原委員おっしゃるように、どれくらいですかとおっしゃる質問に対しては、そういう答えしか言えない。

以上です。

**下村委員長** ほかに。

杉本委員。

**杉本委員** そしたら、私も意見言わせていただきます。

今、皆さんもおっしゃるように、私も市長の考え、やろうとしてはることはすごいわかります。意味もわかります。急がなあかん理由もわかるんですけども、私は市民の代表としてここにいさせてもらってると思ってます。まさに北海道地区を指定して、地域の皆様が反対されている。今、奥本委員がおっしゃったのも、長い時間をかけてイエスカノーかという、すごい議論の上で納得してやっていくのと、ばんばんばんと決めていく、このスピード感というか根回しがないというか、そこに私は違和感がありまして、地域の皆さんが、今の段階では賛成ゼロということで、それに対して進めていくということに対しては、私はいかななものかなと。谷原委員がおっしゃる、これからどうしたらいいのというときは、急ぐのもわかるんです。市民の皆さんが急いでくれと言ってるわけでもないのに、それはちゃんと順番を追って、皆さんの同意を得てここでやろうというふうにして順番を追って行って、それで間に合わなかったら、それは間に合わないで仕方ないと私は思っているんで、これからそういうふうに順番を追って、ちゃんと根回ししてもらって、進めていただけたらなと思っております。

以上です。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** 私も皆さんと同様、そういう防災の強化ということに関しては、市長のお考え、非常に賛同させていただきたいということは、まず先に申し上げたい。繰り返してまたお話しし

ますけども、昨年11月30日、最初に説明を受けました。その中でいろいろと内容の概略の説明を受けました。ここに来ていろいろと誤解等もある内容も含めて、11月30日に、まず最初に議会の方でご説明をいただいたということでございますけれども、私、懸念するのは、誤解というふうに表現されて、多分そうであろうというふうに思うんですけども、まずヘリポートという言葉の解釈が非常に住民の方のイメージとして誤解を招いておると。私はそういうふうに解釈をしております。そういう常時離発着ということがないにもかかわらず、それが一番大きな地元に対する不安材料になってるのかなと。その不安材料を置いたまま、前に進むということを今審議してるのかなというふうに考えてます。この誤解をまず解いて、その次に進むべきかなというのが、私、今の修正案に対する考え方でございます。何でかという、これだけの場所が要するという根拠になるのも含めて、ヘリ発着もできるようなスペース、もし、地元の方とのお話し合いをあらかじめしたときに、例えば、いやいや、そんな広い場所じゃなしに、必要最小限もしくはこういうヘリポートの機能は第一健民、第二健民、當麻健民とか、そういう既存のヘリ発着のところで十分用を足すのではないかということになれば、それならその面積を減らした用地でええやないかと、そういうふうな用地取得するための基準が見直され、修正や見直しがかかってくるのかなと、そういうことも考えられるのかなというふうに思います。

それから、もう一つは、時間がないと。時間がないというのは、私も緊防債、平成32年というのは何回も聞かされて、時間がないという言葉だけ頭に残ってます。私は、詳細なスケジュール、タイムリミットというのは全然予備知識として持っておりません。7月の広域消防組合で審議をされて、最終的な建物をどうするんだという議論というのは、そのときにされると。それまでに用地取得というのは当然必要になってくるということですけども、少なくとも7月まで、緊防債に対する要望や申請なりは、動けない状況であるとすれば、7月という1つのタイムリミットが一番直近の最終判断になるのかなと。そこまでの期間、要するに、今の3月から7月までに市としての、議会としての方向づけというのが際々の判断基準になるのかなという思いでございます。

それともう一つ、最後ですけども、この事業は、用地、それから建物を含めて約10数億円というふうに説明を受けました。過去の10億円以上のハード事業に対する事業の進める手順としては、総合計画に基づいてであったり、新市建設計画に基づいてであったり、そういう1つの計画に基づいて、もしくはある一定の時間を費やして計画の中で進めるという手順を通常進められておった。先ほどの時間の都合というのもございますけれども、事業を進める手順としては、今回の予算計上をする前にやるべき事柄があるのではないかと。予算を計上して議決すれば、その後のことは比較的スピーディーに物事が運ぶんですけど、その前のいろんな、先日もお話ししましたように、根回しをするというふうな進め方も、この前に重要な1つの事業を進める上での事柄であるのかなと。それがまだ不十分であるということ、誤解を招いていることも含めて、その辺のところも、もう少しの時間をかけて進めていただいて、その次の段階で予算を計上すると、こういうふうな運び方を私としては進めていただけたらなと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 皆さんのご意見聞かせていただいてありがとうございます。私が議員間討議として問題提起しましたので申しわけないんですけど、今、議論を聞いてまして、私が今回のことで1つ一番引っかかっているところは、住民の方との関係なんです。今後、例えば、消防の移転のことを進めるときに、新聞であれだけ大きく出ました。ヘリポートが来てうるさいとか、いろんな住民の声が出ました。これをどう考えるかなんです。もしこの修正案が通ったとして、そうすると、それがあったから否決になったんだという誤ったメッセージになる可能性が、僕はあると思ってるんです。というのは、これまでの公共事業のあり方についても、基本的に最後は地元の自治会できちっと決めていただくと。だから、住民の方の反対が出るのは、僕は当然だと思うんです。それをちゃんと議員としても受けとめるのは当然なんだけれども、それだけでいくと、先ほど岡本委員がおっしゃったように、市の中で必ず受けていかなければいけない公共施設をつくる場合、要は、住民との合意をつくっていく。最後はどうなんやといえ、私は、最後は自治会だと思ってるんです。ここが反対であれば、私も絶対これはやったらあかんと思うんですけども、反対があるからということで、それもかなり誤解というか、誤った情報の中で反対ということだけがひとり歩きしてるので、この件については、予算の最終日の3月24日に再度の説明会もあるということです。これ、非常に微妙なところで、これも大変時間不足ということだと思うんですけど、だから、ここら辺で私は懸念してるんです。だから、そこはちゃんと誤解を何らかの形できちっと解くようなことをしていかないと、今後どこ持っていくにしても、ヘリコプター来るんやろうというふうなところから始まるのは具合が悪いので、そういうところも含めて、もうちょっと私は議会として、そういうところら辺で住民の人の反対がば一っと出たからというのではなしに、それはちゃんと理解してもらおうという努力が要るのではないかなと私は思っております。そういう点で、先ほどから住民の反対というのはわかるんですけど、ただ、そのときに公共事業との関係で、しっかりと議会は議会として正しい情報を市民の皆さんに伝えた上で、公共事業のあり方についてきちっと言っていたのが大事ではないかなと思っております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 地元の反対をどうのこうの、誤解がどうのこうのって、そんな誤解してはるか、誤解してはらへんかは、今後理事者が接していくんやからわかると思います。そんな誤解みたいにしてない可能性ありませ。ちゃんとわかっている人もおります。

それと、先ほど増田副委員長がおっしゃったように、建物10億円、土地2億6,000万円、緊防債を活用すれば市の負担は3割と言われている。土地はそうやけれども、建物については、消防本部が計画して建てます。これ、7割は交付税算入して戻ってくるのかどうか私はわかりませんが、建物を消防本部が計画して、緊防債の申請をするわけですが、あとの残り3割は葛城市が払うていくわけです。市民の思いを計画のどこで反映していきますの。周囲の人にとっては迷惑施設かもわからんけれども、そやけれども、全体の市民の必要な施設であれば地元の人がそこをわかって辛抱してくれてはると言われますが。そやけども、クリーンセンターに関しては、少なくとも賛成、反対、激しいのありましたよ。そのときは議会と

しては特別委員会を設置して議論してたと思います。今回予算に上がってきたときにはまだ何の計画も出てきてない。それで、建物は消防本部でやる、建設計画も緊防債の申請をされる。3割は葛城市が出すことになる。こんなことで議会の方に何の説明もなく、こんなことでええんかなというところもありまして、そやから、そこらも全然議論不足やろうと思うし、場所についても本当にそこでよいのかどうか。今現在ある消防署は災害の警戒区域で、手狭で古いからと、こういうふうなことを言われている。ほんまに中戸の消防署があかんのかいいう検討も何も、議会の中でしたこともない。そういうふうなことも含めて、今回のことに関しては、減額の修正をそういう思いも含めてやっております。

**下村委員長** 議長、何か。

藤井本議長。

**藤井本議長** 先ほど広域消防の話も出てたところですよ。簡単に予算特別委員会の審議の中でも話をさせてもらったと思うんですけども、言い漏れてた点かもしかあったかなと思って、3点ぐらい、私は賛成、反対という意思表示をここでできませんから、申し上げたいというふうに思います。

最終的な結論から言うと、広域消防は、こういう話がありますという中で今回の議会で適切な判断をお願いしますということは言われているのは、これは事実でございます。

あともう一つ、この話をしてなかったと思います。これが理事者も非常にご苦労をかけてるところかなと思うんですけど、緊防債を使って消防署を建替えしようとする、機能強化という部分をつけないといけないというところにあるかと思います。今の消防署そのものを同じように建替えするということになってくると、緊防債は使えないわけです。だから、理事者が説明された、災害時には資材を置けるようなところがあって、また大阪方面から応援に来てもらう部隊を駐屯させる場所、また資材をヘリコプターでおろしてもらう場所とか、何か機能強化がついてないと緊防債は使えない、こういうところがあるので、この辺もご苦労かけてるのかなというふうに思います。だから、ただ単の建替えは緊防債を使えないということもご理解していただけたらというふうに思います。

あと、広域消防から言われているのは、皆さん方に広域消防のビジョンを渡したと思いますけども、その最後の方に書いております。谷原委員からも出てるわけですけども、今は建替えの対象にはなってないですけども、50年をめぐりにしているというふうなことが書かれております。だから、今、葛城消防署というのは昭和56年に建てられて、今で38年ぐらいたつてるといふふうに思われますけども、ここ10年、12年の間にはこれをどうするかということは、今、例えばこの話が出なかったとしても、これは取り組んでいかなければならないことであろうというの、消防議会で言われているところでもありますので、つけ加えてお話をさせたいと思います。

以上であります。

**下村委員長** 消防議会の件を議長の方から話ししてもらいましたけども、先ほどの続きで議員間討議です。

谷原委員。

**谷原委員** 緊防債の件なんですけども、今、この認識なんです。今の日本が非常に激甚災害に見舞われて、水害でも過去にないようなところに水害で命を落とされる方がいらっしやると。地震もいつ何どきというふうなことで、今度国土交通省なども大変努力されて、この2年間、赤字国債を出して国は借金大変だけれども、消費税の落ち込みということもあって、景気対策もあったんでしょけれども、今回はかなり特別に短期間で集中的に投資してくださいと。僕は時間があると思ってるんです。早くやらなければいけないということがあって、これは、国がそういうふうに出てきたから我々苦勞してるわけですけども、その認識を持って、例えば、今、議長がおっしゃったように、10年後とか老朽化になりますと。そのときに考えましようというのもあるんだけれども、私としては、住民の方も非常に不安を持っておられる中で、そういう防災拠点があるというのは住民の皆さんの声も強くありますから、そこを国が方針を上げてやってることありますので、そこは私の気持ちとしたら、しっかり議会も協力していくところがあるのかなというふうに思っております。事業を進めるに当たって、その土地を、地権者に協力を求めるわけですから、いろいろな問題もあると思います。それが原因で抜き差しならなくなって緊防債の期限が切れたら、これは大変なことになるので、私も本当に危機感を持っています。そういう点ではきちっとした判断をしていただく中で、議会とも協力していただければ何とか形になるのではないかと。せつかく国が決めてやろうとしてるのに、地方議会で、確かに住民のこともある、議会のこともある、だけど、それでこうなっていくのが私としてはどうなのかなという気持ちがありますので、そのことについては言わせていただきたいと思います。

以上です。

**下村委員長** 藤井本議長。

**藤井本議長** 私は、10年、12年後に考えたらええわと、そんなことを言ってるんじゃない。10年、12年後には何とかせなあかんから、今から考えなあかんということです。そのときになれば消防署全体像から言うと、本部の考え方は、その当時に建てられた消防署が多いので、今の緊防債は7割と言うてますけど、それが8割になるのか6割になるのか、それはわかりませんが、そのときに適したものが出てくるだろうというのが大方の見方である。何回も言いますが、10年間ほっといたらええとは言いません。10年かけて考えたらええということ言うてるわけです。

**下村委員長** 時間がだんだん迫ってきましたので、議員間討論を終結します。

それでは、討論に入ります。ご理解のほどお願いいたします。

討論は、議第16号及び西川委員より提出されました議第16号に対する修正案を一括して行います。

討論はありませんか。

(発言する者あり)

**下村委員長** もう一度言います。

初めに原案賛成者の方の討論をしていただきたいと思います。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、平成31年度一般会計予算について、基本的に賛成の立場から討論させていただきます。

平成31年度一般会計予算は、歳入歳出が158億300万円と前年度比8.6%増、額にして12億4,600万円増の積極的な財政支出を特徴とする予算となっております。増額となった主な理由は、普通建設事業費などの投資的経費が前年度比51%増、額にして8億5,370万円、1,000万円を計上していることにあります。これは、阿古市長の施政方針演説で明確に打ち出されました、災害に強いまちづくりのための投資的経費であります。具体的には、老朽化した葛城消防署の移転にかかわる消防署整備事業に2億6,357万8,000円、それから、消防団屯所の耐震化などに係る消防団屯所管理事業に1億740万円で、農水路やため池など長寿命化防災・減災事業に1億1,800万円、さらに、磐城小学校附属幼稚園改築費用に3億円余り、それから中央公民館や新庄スポーツセンター体育館の耐震設計委託事業に2億158万3,000円などであります。そのほかにも災害時に移動する職員、消防団が使う移動系防災行政デジタル無線事業に6,480万円、防災マップ整備や消防団の救助活動などに使う防災資材補助事業に440万円、そして民間のブロック塀倒壊対策のための民間建物耐震改修促進事業に600万円など、災害に強いまちづくりのための重点的予算配分が行われております。

現在、国においては平成32年度まで緊急防災対策の予算が生まれ、平成29年度12月補正予算から3年間で7兆円の予算を組んでおります。平成31年度葛城市一般会計予算においては、こうした国の動向を機敏に捉えて、一刻も早く防災に強い葛城市をつくるために積極的に国の予算を活用した予算となっております。

日本共産党は、この間、激甚災害や命を奪われる方もたくさん出るような異常な気象状態の中で、一刻も早く、そして不要不急の公共事業を抑えてでも、早くこうした災害対策を実現すべきだと要求してまいりました。その具体化であるという点から、私は、阿古市長が進めようとしている災害に強いまちづくりについて支持するものであります。

また、15歳までの医療費扶助を18歳まで延長するなど、子育て世帯への支援を強化しております。また、新設されたこども未来創造部の体制を整える必要な予算が来年度予算に組まれております。保育や学童保育に係る予算も大幅に増額されました。しかし、保育士の確保は非常に大変なものとなっており、原課においては大変ご苦勞されておられますけれども、保育士の待遇改善がなければ保育士の安定的な確保はできません。10月に予定されている保育の無償化によって、保育ニーズはますます高まってまいりますので、子育て世帯の切実な要求である保育サービスが確実に提供できるように、今後とも必要な予算措置も含めて努力をお願いしたいと思っております。

さらには、要保護・準要保護家庭児童・生徒の入学準備金の入学前支給につきましては、葛城市は県下12市の中で、宇陀市とともに実施していない市となっておりますけれども、今回ほかの市にない丁寧な支給内容となる措置をとっていただきました。

また、ごみ出しが困難になっていた高齢者へのまごころ収集、この導入も葛城市はおくれておりましたけれども、今年度予算措置をしていただきました。社会的弱者への温かい施策

に予算措置がされていると考えます。住民サービス向上のための施策を実施するためには、必要な財源を確保しなければなりませんけれども、葛城市におきましては、法人住民税の落ち込みが2007年から2015年にかけて続きました。現在下げどまって若干回復傾向でありますけれども、さらに工場誘致など法人税の増収を含めていくことが、私は求められてきているのではないかと思います。

また、市財政の負担を軽くして事業を進めていくためには、市単独の事業としてやるのではなく、国の交付金事業とか補助事業にのせていくことが大変重要であると考えます。この点において、阿古市長のもとで改善しつつありますけれども、引き続き、単費による事業をふやすのではなく、しっかりと国の動向を捉えていただきまして、補助金事業にのるようにして財政負担の軽減を図っていただきたいと考えます。

入札制度の改善とか光熱費の削減に阿古市長はこの間努めてこられまして、大きな成果を上げて経費を削減しております。葛城市が近辺都市と比べて大変高い住民サービスを提供しているのは、こうした努力があればこそであります。利権を廃し、公正な市政運営を行うことによって行財政が効率的になることを、結果として私は示しておられると思います。今回の予算特別委員会の審議の中でその一端を知ることができました。今後とも堅実な財政運営に努められていることを評価したいと思います。

さて、しかし、予算における問題点もあります。我が党は、消費税10%引き上げに反対であります。所得の低い方ほど負担が強い、まさに逆累進性の強い税制であります。増税対策としてプレミアム商品券発行にかかわる予算が計上されておりますけれども、本当に低所得者にとって配慮されたものにはなっていないと考えております。予算の中にはこうした不要なもの、我が党が反対するものもありますけれども、また改善すべき点もありますけれども、この間予算特別委員会の中で指摘いたしましたので、ぜひ改善に向けて努力していただくことを要望したいと思います。

しかしながら、全体として、先ほど述べました、防災対策、子育て世帯への支援、社会的弱者への施策など、そして公正な行財政運営の点で、我が党が求めるところと基本的に一致しておりますので、今年度の予算について、平成31年度葛城市一般会計予算については、私は賛成したいと考えております。

以上です。

**下村委員長** 次に、修正案の賛成者の方で答弁をお願いします。

内野委員。

**内野委員** それでは、議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算修正案について、賛成の立場から討論いたします。

私ども公明党は、葛城消防署の消防能力と機能を高めることは、葛城市が所属する奈良県広域消防組合全体の機能と能力を高めることにも通じ、また葛城市民の安全と安心を守る上で非常に有益なことであると思います。しかしながら、広域消防組合において、葛城市消防署移転計画の合意はまだ得られておりません。また、制度設計においても市民の方々にどれだけのご負担をしていただかねばならないかなどの具体的なプランが示されておりません。

議会の審査において判断材料も乏しいと思います。今回の消防署移転計画につきましては、まずは地域住民に対して懇切丁寧な説明と、また議会に対しては慎重かつ丁寧な議論を尽くし、合意形成を図ることが大事であると思います。地域住民、地権者、市民の代表である議会に納得のいく説明を提示していただき、地域住民との話し合いが進んだ結果もお知らせいただき、再度議論をさせていただきたいと思います。よって、今の時点におきましては、この修正案に賛成をさせていただきます。

以上でございます。

**下村委員長** 次に、原案賛成者の討論ということで、討論はございませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 私は、平成31年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成31年度の予算においては、平成28年10月に阿古市長が就任され、今回が3回目の予算となっております。予算編成に当たっては、昨年の台風21号を教訓に、災害に強いまちづくりを全面的に押し出された予算で、前年度より12億4,600万円の増額予算となっております。主な事業としては、審議されました移動系防災行政無線デジタル化整備事業、消防団屯所の建替事業などの市民の生命と財産を守る防災面に重点的に配慮した予算となっております。また、人口ビジョン5万人を掲げておられまして、人口増を図るための滞在型の観光施設等の取り組みを初め、18歳までの子どもの医療費の無料化、保育サービスの充実を図り、働く世代の子育てを支援する環境づくりに注力された予算が計上されている。こういう点で評価できると思います。また、市長公約である、日本一より市民第一の目線という事業の執行に当たりまして、職員皆さんが一丸となって全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会とも協議を重ねていただき、実行していただくことを期待しておりますが、要望としまして、先ほどから申し上げてますように、消防署の整備事業についてはもろ手を挙げてというわけではございません。先ほど言いましたけども、何回も焼却場のことを引き合いに出して申しわけないんですが、焼却場のときは子どものために受け入れるという、これは何かというと、今ここで事業を起こさなければ、市として、そしたらごみを持っていくのは外部に持っていかんとあかん。そしたら10年先、20年先に子どもたちの負担がふえるやないかというところまで我々は話し合ったんです。同じように消防署も必要は必要なんです。必要やけども、特定の大字だけじゃなくて、これは市全体で考えていかなあかん。そのためには、市長、行政の方、理事の方、ほんまに自分が思う信念でもって住民に対して説明をしていただいたのか。そこなんです。今後ほんまに進めていく、本気でやっていただきたいんやったら、そこをもって何としても、自分の政治信条、生命をかけてまでもこれを実現したい、そのために協力してくれと、そこまで言うていただきたいというのを最後要望としてつけさせていただいた上で、賛成させていただきます。

以上です。

**下村委員長** 次に、修正案に賛成者の方で討論ございませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 先ほどからいろいろと意見を述べさせていただいてますので、一言で済ませさせていた



できます。

先ほども申し上げましたように、10数億円の事業でございます。こういう大きな事業を進める上において、予算計上をする前にやるべきことがあるのではないかと。それをまずやっていただく必要があるのかなど。この段階で予算計上ということに対しては、修正をしていただくことに賛成の立場で討論とさせていただきます。

**下村委員長** 次に、原案賛成者の討論ということで、討論ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 平成31年度一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論させてもらいたいと思います。

前任者の方る説明していただきました。簡単にとということでございますけども、平成31年度予算につきましては、市民生活、あるいはまた、まちづくりに積極的な予算を計上されておる、措置をされておるといふふうに思っております。一番大事なのは子どもの医療費扶助事業費、平成30年まで中学校は無料であった。これを18歳まで引き上げる。これは大きく前進したのではないかなと思います。それから、保育所の受け入れです。消費税増税に伴います10月からの無償化、これに伴うて保育士の確保を徹底的にやっていきますよと、こういうことが感じられておるわけでございます。また、現在の保健福祉部、これは、子育て福祉課とこども・若者サポートセンターを分離して、こども未来創造部を新設し、葛城市の将来を担う子どもと若者に対して、より深くきめ細かなサービスができるように充実を図られたということです。それから、保健福祉部に力を注いだ予算となっておると、今年、来年に分けて磐城幼稚園全面改築も計画されておるわけでございます。どの事業を見ましても積極的な予算配分をされてると私は思っております。

しかしながら、今問題になってる消防署移転の問題でございます。この分につきましては、地域住民の皆さん方の理解を得られるような対策を理事者側はとっていただきたいと。それをとっていただけるということを念頭に置いて、賛成討論としたいと思います。

**下村委員長** 次に、修正案に賛成される方。

杉本委員。

**杉本委員** 昨日からいろいろ僕も聞かせていただいて、意見もさせてもらいました。

消防署が新しくできると、何十年とずっとその消防署とつき合っていかなければならないと僕は思います。現段階では地域の皆さんは反対と言われてますので、私はどうしてもこの修正案に賛成とさせていただきます。

**下村委員長** ほかに討論ありましたら。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** そしたら、討論ないようですので、討論を終結いたします。

(発言する者あり)

**下村委員長** この場で5分間ほど暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時47分

再 開 午後3時00分

**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、先ほどに引き続き採決を行います。採決は分割して行います。まず、西川委員から提出されました議第16号に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村委員長** 起立多数であります。よって、議第16号に対する修正案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第16号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず最初に、1ページの方をお願いいたします。

まず第1条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,600万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。9ページの方をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では632万9,000円、2目連合会負担金では654万円、3目共同事業負担金では653万4,000円の計上でございます。次に、2項徴税费、1目賦課徴収費では229万9,000円の計上でございます。下の10ページに行きまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費では30万2,000円の計上をしております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では23億5,000万円、2目退職被保険者等療養給付費では300万円、11ページに行きまして、3目一般被保険者療養費では4,400万円を、4目退職被保険者等療養費では50万円を、5目審査支払手数料では894万円の計上でございます。次に、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者等高額療養費では3億5,000万円を、2目退職被保険者等高額療養費では150万円の計上でございます。12ページに移りまして、3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円を、2目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上でございます。4項移送費では、1目一般被保険者移送費で10万円、2目退職被保険者等移送費で5万円を計上しております。次に、5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金で2,100万円、2目審査支払手数料で1万1,000円の計上でございます。13ページに行きまして、6項葬祭諸費でございます。1目葬祭費で180万円の計上でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目国民健康保険事業費納付金におきましては9億2,104万8,000円の計上でございます。

次に、4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金では1万円を計上しております。

次に、5款保健事業費、1目特定健康診査等事業費では3,810万円の計上でございます。14ページの下段でございます。2項保健事業費、1目保健事業費として830万8,000円の計上でございます。

15ページに行きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では1万2,000円を計上しております。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者等保険税還付金では300万円を、2目退職被保険者等保険税還付金では40万円を、3目一般被保険者等保険税還付加算金では20万円を、4目退職被保険者等保険税還付加算金では10万円を、5目償還金では1万円の計上でございます。

16ページでございます。7款諸支出金、2項療養費等指定公費立替金、1目療養費等指定公費立替金として20万円の計上でございます。

8款予備費、1項1目予備費では100万円の計上でございます。

次に、歳入の方に移ります。6ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億2,900万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では165万円の計上でございます。

7ページに行きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして10万円の計上でございます。

次に、3款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金といたしまして27億8,382万3,000円の計上でございます。

次に、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万2,000円の計上でございます。

次に、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億4,572万円の計上でございます。次に、2項基金繰入金では、1目財政調整基金繰入金で1万円を計上しております。

次に、1項繰越金では、1目繰越金といたしまして1万円を計上しております。

8ページに移りまして、7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者等延滞金では400万円を、2目退職被保険者等延滞金では1万円の計上でございます。次に、2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料といたしまして932万5,000円の計上でございます。次に、3項療養費等指定公費返還金、1目療養費等指定公費返還金では20万円の計上でございます。次に、4項雑入では、1目滞納処分費で1万円、2目一般被保険者第三者納付金では200万円、3目退職被保険者等第三者納付金では10万円を、4目一般被保険者返納金として1万円、5目退職被保険者等返納金として1万円、6目雑入といたしまして1万円の計上でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** お願いします。

5ページのところがわかりやすいので、5ページの方で申し上げます。歳出で保険給付費が前年度比マイナスになっているんですけれども、保険給付が毎年上がってるという認識があるので、これがマイナスで計上されてるということについて教えていただきたいんです。

2つ目ですけれども、歳入の8ページのところにあります諸収入のところでは一般被保険者延滞金ということになってるわけなんですけれども、現在、保険料の未納者、延滞されてる方がどの程度いらっしゃるのかということ、見込んでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

3つ目ですけれども、これは、私はよくわからないんですけども、同じ8ページですけれども、7款諸収入の1目滞納処分費とあるんですけれども、この滞納処分費が収入に入ってるということで、この意味合いがどういうことなのかということをお教えいただきたいんです。

**下村委員長** 東課長。

**東 保険課長** 保険課、東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、保険給付費についてでございます。退職者被保険者に係る分でございますけれども、平成26年度にこの制度は廃止をされております。それで、既に対象となっていた方が65歳を迎えるまでの間の経過措置期間のため段階的に減少いたしまして、平成31年度中に対象者がいなくなる予定でございます。平成31年度の退職者被保険者の年間平均被保険者数は5名と見込んでおります。このため、退職者被保険者に係る費用につきまして予算が大きく減少しておるといところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 和田課長。

**和田収納促進課長** 収納促進課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員の2つ目と3つ目についてご説明させていただきます。

2つ目のご質問の中の滞納世帯ですけれども、平成31年2月末現在、国保の世帯としては5,042世帯ございます。その中で現年課税分の滞納世帯は699世帯、割合といたしましては13.86%。それから、滞納繰越分に関しましては641世帯で12.71%となっておりまして、対前年度比で考えますと、現年課税分で11世帯減、それから滞納繰越分で15世帯減となっております。

続きまして、3つ目のご質問の滞納処分費なんですけれども、これは、一般会計の分と関連する部分でございます。一般的な考え方で説明させていただきたいと思います。滞納処

分の中で差し押さえの不動産とかを鑑定していただくケースがございまして、そういった場合に不動産鑑定使用料といたしまして、一般会計の方では30数万円の予算をとっております。国民健康保険に関しては、割合的には低いですが、一応そういった歳出に見合う歳入分として1万円ということとらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**下村委員長** 東課長。

**東 保険課長** 保険課、東でございます。

答弁漏れでございます。申しわけございません。あと大きな原因といたしまして、療養給付費の分でございます。出産育児一時金というのがございます。これも減額になっておりまして、出産育児一時金につきましては、過年度の実績に合わせて対象件数、年間50件に見直したことで予算額が減少しております。全体として徐々に減ってきてる傾向でございますので、減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** わかりました。1つは、滞納者の分ですけれども、去年と比べたら世帯が減少したということで、滞納世帯が減少したというふうなことでありますけれども、かなり高い滞納状況になっているということで、現年度分以外にも、過去の方も含めて滞納してるということがあります。その点について、言ってみれば差し押さえですかね。処分費の方も計上されてるということだったんですけれども、実際、去年なんかでそういう差し押さえとかいうことはあったんでしょうか。

**下村委員長** 和田課長。

**和田収納促進課長** 谷原委員のご質問に対して回答させていただきます。

平成29年、平成30年それぞれの資料がございまして説明させていただきます。国民健康保険税の中で、昨年度差し押さえに関しましては74件、その中で換価させていただいたのが45件でありまして、金額にいたしますと約297万円になっております。平成30年度に関しましては、ほぼ横ばいの数字なんですけれども、差し押さえに関しては77件、その中で換価したのが41件で、換価額としては約285万円というふうになっております。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 国保税を滞納したということで差し押さえになるということとありますけれども、特に自営業者の方が国保に加入されてることもありまして、差し押さえられると、そもそも生活がなかなか立ち行かないということもありまして、この点については、ぜひ配慮ある対応をお願いしたいというのが1点と、もう一つ、これは、徴税法の中に規定があるものを、ぜひ研究していただきたいと思うんです。と申しますのは、徴税法の中の規定、私、今持ってきておりませんけれども、滞納分を支払うことによって生活保護費以下の水準に生活が陥る場合は、税の納入を猶予するというのがありまして、それが更に3年以上続くと、その回復が見込めない場合は、それについては取り立てないという形で、言うたら、そういう滞納分をな

かったものとして扱っていくというふうな規定があったと思います。機械的にそれを適用しなさいということではないんですけれども、個々の国保税の差し押さえに当たりましては、そういう方の生活状況をちゃんと相談していただきまして、できたら、換価の猶予もありますし、あとはそういう形で対応をぜひお願いしたいと。これはお願いであります。

**下村委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 国保会計の予算について、葛城市国民健康保険特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

昨年から奈良県の国保県単位化に当たって、葛城市の国保料金はこれから、来年度を入れて6年間、毎年引き上がることとなります。厚生文教常任委員会の際の議論にもありましたけれども、初年度引き上げによって最も高い国保料の値上げになった世帯は、年間13万円国保税が上がったというご家庭があります。また10万円以上の負担増になったところが3世帯あるというふうなご報告がありました。これは、また引き続き今後とも上がっていくわけですから、まさに国保世帯の方の負担が非常に厳しくなって、先ほどありましたように、滞納せざるを得ないという状況が生まれてまいります。こうしたことについては、国民の医療制度を守っていく上において、国保というのは大変負担感が強くて、所得の低い方が払いにくい国保税になっております。そういう国の制度と大きく関係して、これは改善していかなければいけないということで反対するわけで、直接この予算そのものについてどうかということではないんですけれども、それを前提にした予算案になっておりますので、私としては反対いたします。

以上です。

**下村委員長** ほかに討論はありませんか。

内野委員。

**内野委員** 議第17号、平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、高齢化や医療の高度化により医療費が増加をしております。国民健康保険税収入の確保を含めて、多くの市町村国保では厳しい財政運営状況となっております。このような状況のもと、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、平成30年度からは、奈良県と市町村がともに保険者となって国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うようになりました。こうした中で、葛城市の平成31年度予算では、昨年度に引き続き奈良県と協議をした被保険者の負担水準に考慮をした激変緩

和措置を設けられた予算となっております。

また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見し、重症化を未然に防ぎ、医療費の増加に歯どめをかけるよう、特定健康診査等事業においては受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めることとされております。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後とも保険料率の決定には、奈良県と十分に協議、連携していただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**下村委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村委員長** 起立多数であります。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、最初の1ページをお願いします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,760万円と定めるところでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページの方をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では213万9,000円の計上でございます。2項徴収費では、1目徴収費で113万1,000円の計上でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では4億5,368万円の計上でございます。

次に、3款諸支出金では、1目保険料還付金として50万円の予算計上となっております。9ページに移りまして、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金として10万円の計上となっております。

4款予備費、1項1目予備費といたしまして5万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料といた

しまして2億1,782万3,000円を、2目普通徴収保険料といたしまして1億3,095万2,000円の計上でございます。

次に、2款使用料及び手数料として、1項手数料では、1目証明手数料として1万円を、2目督促手数料として1万円の計上でございます。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では1億814万5,000円の計上でございます。

次の4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金として1万円の計上を、5款諸収入、1目延滞金として1万円、2目過料として1万円の計上でございます。

7ページに移りまして、5款諸収入、2項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金として50万円を、2目還付加算金として10万円の計上でございます。

3項預金利子、1目預金利子として1万円の計上をしております。次の4項雑入でございます。1目弁償金として1万円、2目雑入として1万円の計上でございます。

次の国庫支出金、総務費国庫支出金は廃目でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 6ページの歳入ですけれども、1款後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、この違いについて説明していただきまして、対象人数についてお願いいたします。

同じく、2目普通徴収保険料の2節滞納繰越分普通徴収保険料のところ滞納繰越分となっております。これの滞納数の見込み、算定の数字をお願いいたします。

**下村委員長** 東課長。

**東 保険課長** 保険課、東でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの特別徴収と普通徴収の違いでございます。特別徴収につきましては年金天引きという形、それと、普通徴収につきましては口座振替等でございます。特別徴収保険料の増額になった理由といたしましては、被保険者数の増加によるものと、平成29年度予算と決算の幅が5.29%ほどございまして、補正係数として計算したことによりまして前年度比2,411万1,000円がふえているということでございます。

徴収義務者の見込み数でございます。平成31年度につきましては4,088名でございます。平成30年度は3,820名でございました。

続きまして、普通徴収でございます。普通徴収も特別徴収と同様に被保険者数の増加ということでございます。人数にいたしまして、普通徴収義務者数でございます。平成31年度は、現年といたしまして937名、平成30年度は、現年で770名でございました。

あと、滞納繰越分でございます。平成31年度が54名、平成30年度が55名ということでございます。

以上でございます。



下村委員長 谷原委員。

谷原委員 特別徴収について、これは何か申請すれば普通徴収にできるのでしょうか。それとも何らかの制限があるのか、そこをお聞きします。

下村委員長 東課長。

東 保険課長 ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

申請さえしていただきましたら、変更は可能でございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 口座振替の結果、滞納が出ているということになります。滞納繰越分は今、滞納数54名あるということで、普通徴収の場合は口座振替になるわけですから、当然そこで払えなかったら滞納すると。でも、天引きの場合だったら当然払ってるということになるわけですね。だから、そこが滞納者の方が出るとということで、そこがどういうことなのかなという疑問があるわけなんです。こういうふうにならざるに口座振替に切りかえて滞納が出るということですね。滞納すれば当然保険証等を発行等ができなくなって、医療を受けられなくなるということになりますので、ここら辺のことをどういうふうにご検討されるのかということをお聞きします。それで、これは意見ですが、後期高齢者医療保険制度で滞納のため医療が十分受けられないということは、高齢者の場合大変なことですので、ここら辺の工夫をぜひお願いしたいと思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 後期高齢者医療保険については、年金生活の方は、大概国保から後期高齢者医療保険制度に移られるんですが、移られたときはほっとするという方が結構いらっしゃるんです。つまり、3割負担の国保から2割負担、1割負担の後期高齢者に移るということでほっとされる方はいらっしゃるんですが、しかし、昨年度も所得に応じてこれが1割負担が2割負担になっていくというふうなことで、だんだん拡大していくということになってますので、確かに後期高齢者についてこれから人口増でその制度を維持ということは必ず繰り返して出てくるんですけれども、国の方から手厚い支援を入れて、後期高齢者の方がこういうふうな滞納が出ないような形で、しっかりと見ていただく必要があると思います。その点で、これも国の制度にかかわることでもありますから、葛城市でどうということではないんですけれども、そういう国の制度のもとで今、後期高齢者保険制度が大変負担増が強くなってきているということで、私としてはこの特別会計について反対とします。

以上です。

**下村委員長** ほかに討論はありませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 議第24号、平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体制を構築するため、平成20年度より創設された従来の老人保健制度で指摘されていた、現役世代と高齢者世代の費用負担の問題、それから、加入する制度などが市町村によって保険料の大きな差があることなどの諸問題が一定改善されたところでございます。

さて、平成31年度予算につきましては、歳入歳出の総額が4億5,760万円となっております。前年対比4,120万円ほどの増額となっておりますところでございます。主な理由といたしまして、高齢化による被保険者数がふえ、広域連合納付金の支出がふえたものであるというふうな内容でございます。既に制度発足から10年がたち、高齢化が進む今後において、財政運営のことを十分勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために再編された予算であると考えているものでございます。今後とも奈良県後期高齢者医療広域連合と情報交換などを緊密に図っていただき、被保険者の方々のためにさまざまな努力を重ねられることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

**下村委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**下村委員長** 起立多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第22号、平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

**松村市民生活部長** 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議第22号、平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず1ページの方をお願いいたします。

まず第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,630万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。7ページの方をよろしく申し上げます。

1 款霊苑事業費、1 項霊苑事業費、1 目霊苑事業費につきましては、本年度863万8,000円の計上でございます。主なものといたしまして、説明欄でございます。13節委託料、緑化植栽等管理委託料が187万6,000円でございます。23節償還金利子及び割引料といたしまして、墓地返還に伴う償還金でございます。594万円の計上でございます。

2 款諸支出金では、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費では746万2,000円の計上でございます。

3 款予備費、1 目予備費では20万円の計上でございます。

前のページ、6 ページの方をお願いします。歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料では225万1,000円の計上でございます。1 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目霊苑手数料では3,000円の計上でございます。同じく使用料で、1 目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金で35万6,000円の計上でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目霊苑整備基金繰入金では594万円の計上でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では100万円の計上でございます。

以上、ご説明、簡単でございますけれども、終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 7 ページ、償還金利子及び割引料で、墓地の返還だと思いますが、平成30年度のA区画、B区画、C区画のそれぞれの返還個数、それから平成31年度の見込み、それから歳入に入りまして、霊苑管理料、今年は3年に一遍ではないのかなと思うんだけど、A区画、B区画、C区画の個数、それから霊苑の使用料です。毎年霊苑の募集をかけてるということで、そのぐらい多くはないのかなというふうに思いますけど、それぞれA、B、Cで平成30年と今年の予定についてお尋ねをいたします。

**下村委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目なんですけども、返還の平成30年度の実績でございますが、平成30年度は2月末現在で、A区画なんですけども、2件の9万6,000円、B区画は10件の232万6,000円、C区画は2件の99万6,000円、計14件の341万8,000円となっております。平成31年度の見込みでございますが、A区画5件の81万円、B区画15件の405万円、C区画2件の108万円、計22件の594万円を見込んでおります。

次に、平成31年度の管理料でございますけども、A区画6,480円の28区画で18万1,440円、B区画9,720円の150区画、145万8,000円、C区画1万6,200円の27区画、43万7,400円、計207万6,840円を見込んでおります。

次に、使用料でございますが、平成31年度の見込みといたしまして、B区画で換算いたし

まして45万円の15区画、675万円を見込んでおります。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 霊苑使用料、平成30年分はわかりませんか。

**下村委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 平成30年度の霊苑の募集の実績でございますが、A区画2件、B区画6件、C区画1件、計9区画の414万円になります。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 一応それぞれ教えていただきました。墓地の返還が毎年ふえておるということやけども、いつも聞くわけやけど、例えば、ここで墓地を購入したけども、転出して返還されてるのか、そのほかに理由があって返還されてるのか。今問題の墓地じまいがはやってきて、そういう影響で返還されてるのか、そこらはどういう内容をつかんでおられるのかお聞きしたいと思います。

**下村委員長** 庄田課長。

**庄田環境課長** 環境課の庄田でございます。

墓地返還の理由についてでございますけども、返還の数が年によってばらつきがありますけども、最近は増加傾向にありまして、その理由といたしましては、墓守がない、別の墓を購入、遠方に転出等が挙げられます。返還の内訳も初年度の昭和62年度の募集の方が、平成29年度は43%、平成30年度は21%を占めておりますけども、購入当時から30年が経過している方もおられ、状況が変わってしまったという方も多いと思われま。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたし

ます。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

**異 保健福祉部長** 保健福祉部の異でございます。

それでは、私の方から、議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,160万円と定めるものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,600万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定の方から、事項別明細書によりご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では199万7,000円を計上、2目連合会負担金では95万9,000円を計上、3目計画策定委員会費では16万円を計上いたしております。2項徴収費、1目賦課徴収費では108万7,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では1,016万4,000円を計上、2目認定調査等費では2,640万7,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では24億3,369万7,000円を計上、2目介護予防サービス等諸費では1億975万8,000円を計上いたしております。2項その他諸費、1目審査支払手数料では276万9,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では7,109万2,000円を計上いたしております。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では1億3,168万4,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では8,752万3,000円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費では1,398万3,000円を計上いたしております。2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費では2,183万7,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、下の18ページ、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では285万5,000円を計上、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では558万2,000円を計上、3目任意事業費では、20ページまでにわたりますが、3,842万6,000円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、21ページ、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では2万円を計上いたしております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2目償還金では8万円を計上、3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上いたしております。

6款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8ページまでお戻りください。

歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では6億8,510万円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億7,204万2,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金では1億1,436万8,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,467万8,000円を計上、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,805万2,000円を計上、4目総合事業調整交付金では513万1,000円を計上、ページめくっていただきまして、5目被保険者機能強化推進交付金では358万1,000円を計上いたしております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では7億4,224万円を計上、2目地域支援事業支援交付金では3,331万2,000円を計上いたしております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では4億2,140万1,000円を計上いたしております。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,542万7,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では903万1,000円を計上いたしております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では2万円を計上いたしております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億4,362万5,000円を計上、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,541万7,000円を計上、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では902万1,000円を計上、4目その他一般会計繰入金では4,076万4,000円を計上、5目低所得者保険料軽減繰入金では717万円を計上いたしております。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では100万円を計上いたしております。

8款繰越金、1項1目繰越金では1万円を計上いたしております。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金では2万円を計上、2目過料では2万円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、2項預金利子、1目預金利子では2万円を計上いたしております。3項雑入、1目第三者納付金では10万円を計上、2目返納金では2万円を、3目雑入では2万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。25ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では386万1,000円を計上いたしております。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では2,202万9,000円を計上いたしております。

3款諸支出金、1項1目償還金では1万円を計上いたしております。

4款予備費、1項1目予備費では10万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。24ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス費収入では1,838万2,000円を計上いたしております。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では760万8,000円を計上いたしております。

3 款諸収入、1 項 1 目雑入では1 万円を計上いたしております。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 8 ページの歳入のところで、1 款保険料です。第 1 号被保険者保険料ということで、ここにも特別徴収保険料と普通徴収保険料と分けてあります。それぞれの人数を教えていただけたらありがたいんです。

それと、普通徴収の場合は口座振替とかになると思うんです。振り込みもあるかもわからないけど。これが滞納が発生するというので、これは何人を見込んでおられるか。平成30年度の実績でも構いませんが、教えていただけますでしょうか。

**下村委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長** 長寿福祉課の森井です。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険の特別徴収と普通徴収の分け方でございます。特別徴収は年金から天引きをさせていただいてる徴収であります。65歳になられてすぐには特別徴収に切りかわりません。大体約 1 年後に特別徴収に切りかわりますので、天引きするそこまでの間を普通徴収とさせていただいてる方々がおられるのと、それと、年金が18万円以下の金額の年金を受け取っておられる方につきましては、直接年金から天引きすることはせずに普通徴収で徴収させていただいてるという状況でございます。その上で、今現在の特別徴収の人数でございますが、直近の人数でいきますと9,600名が特別徴収させていただいておりまして、普通徴収は921名という形になってございます。

以上でございます。

**谷原委員** 滞納の答弁をお願いします。

**森井長寿福祉課長** 今現在の徴収状況をお話しさせていただきたいと思っております。そうしますと、特別徴収につきましては年金から天引きしておりますので、100%の収納になります。それと、普通徴収の徴収率が今現在、まだ途中でございますので、最新のデータと過去の徴収率の比較の数字でよろしければ、そういった数字があります。平成29年度の、昨年、平成30年 3 月 1 日時点で普通徴収は80.1%ございました。今現在、3 月 1 日現在の普通徴収の徴収率は81.6%、昨年並みで徴収ができております。最終的に平成29年度末では、特別徴収と普通徴収合わせまして99.1%の徴収率でございましたが、平成30年度も最終的にはそのぐらいの数値になる予定で推移してございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 普通徴収の中で、先ほどおっしゃいましたように、年金が18万円以下の方と、65歳に到達した方の2通りがあるということだったんですけども、その内訳がわかりますか。なかったらもう結構です。また後日でもお伺いします。

**森井長寿福祉課長** すいません、今手元にはありません。

**谷原委員** わかりました。

**下村委員長** ということで。

ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

**内野委員** 19ページ、3目任意事業量の家族介護支援事業の中の20節扶助費の家族介護用品支給事業、これは紙おむつの支給のことやと思うんですけども、少し金額が上がってるということで、単価が上がったのか、人数がふえたのかということもお聞きしたいと思います。2点目は、家族介護慰労金支給事業の内容をお願いしたいと思います。

**下村委員長** 森井課長。

**森井長寿福祉課長** 長寿福祉課の森井です。

ただいまの内野委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、家族介護用品支給事業につきましては、要介護2以上の方で常時失禁の方に対して紙おむつを支給している事業でございます。自宅の方へ2カ月に1度紙おむつをお届けするという事業で実施しておりまして、先ほどご指摘のとおり、毎年要介護者はふえております。それに伴いまして対象者がふえてきておりまして、今現在予測した件数からこの金額を割り出させていただいてる状況にあります。12月末に支給した人の延べ人数ですが、平成30年度は1,249名です。参考までに平成28年度は1,462名で、平成29年度は1,563名とふえてきておりまして、平成30年度はあと3カ月ありますので、その間の延べ人数からいきますと、またふえて、予算上このような計算をさせていただいたという形になります。

それと、もう一つ、家族介護慰労金の件ですが、これにつきましては、毎年8月1日におきまして、在宅において1年以上要介護4または5の状態のある方につきまして慰労金を支給しているものであります。要介護4の方には1万円、要介護5につきましては2万円、要介護4、5で非課税で介護サービスを全く使っておられない方に対しては10万円の支給という形になっておりまして、平成30年度の実績です。要介護4の方で18人、要介護5の方も同じく18人、それと、10万円の支給の方につきましては、対象者はございませんでした。皆さん介護保険を一部使っておられたという形になります。

以上でございます。

**下村委員長** 内野委員。

**内野委員** もう一度教えていただきたいんですけども、要介護4、5で、4の方が1万円、18人ということで、5の方が18人、2万円ということで、これは、どういうふうな主旨で支給されるのか。すいませんが、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。



下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 目的としましては、重度の要介護を在宅において介護してる介護者に対して支給しているものであります。したがいまして、施設の入所とかショートステイとかを使っておられない方を条件としまして、在宅で介護されている方、ただし、デイサービスとかそういったものは使っておられる場合がございます。そういった方で要介護4、5の方に対して支給しているものであります。

下村委員長 内野委員。

内野委員 この事業というのは、たしか地域の特性に応じて、各自治体によって要件が違ってくると思いますが、葛城市においては、去年は10万円の対象の方はおられなかったということですね。

森井長寿福祉課長 介護サービスを使わずに家で診ておられた方は、平成29年度に1名おられました。

内野委員 今、地域ケアシステムの推進で、家庭で診ていこうというような動きも今後あるかもしれませんが。そうなったときに、家で介護される方というのは、先ほどの要介護4、5も含めてなんですけども、本当に陰で一番ご苦労なされるご家族の方やと思います。自治体でいろいろ考えるのであれば、もう少し手厚い支援をしていただけたらなど、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 13ページなんですけれども、1款総務費の2目認定調査等費ですけれども、昨年度と比べて30%以上この費用が伸びています。この理由についてお聞かせください。

下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの谷原委員からのご質問の、認定調査等費の増加理由でございます。これにつきましては、この予算書の中の臨時雇用賃金がふえてございます。内容としましては、先日の認定審査会の回数をふやしたのと同じで、調査員に関する賃金に相当します。調査と窓口の受付、相談、そういったことのために職員の方を増強するという事で、この賃金が増加したものでございます。

以上です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、認定者数がかかりふえてきているという理解でいいのでしょうか。その点について教えていただきたいんです。

下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 認定者数の方は現在ふえてきておりまして、去年の認定していた人数、平成30年3月時点で1,804人でございました。今現在、直近の12月末に集計しました認定者数は1,864人となってきております。平成31年度の葛城市の認定者数は1,915人を介護保険の事業計画では想定しております。

下村委員長 よろしいですか。

谷原委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この介護保険料につきましては、第7期介護保険の事業計画の中で、第6期と比べて基準月額が5,000円から5,960円、960円上がって、年間でもその分大きく上がることになりました。これも国の制度なんですけれども、介護給付金については国と保険者が半分持つということで、介護保険を利用される方がふえればふえるほど介護保険料が上がるということになってきております。

先ほど質問したところでありますけれども、第1号被保険者については、年金18万円以下の方でも介護保険料が発生するというので、高齢者の方にとっては介護保険料、あるいは国保ないしは後期高齢者医療保険料が、年金が上がらないのに保険料だけが上がっていくということで、実際に支払われなくて介護保険を利用できない方も出てきているということで、これは、できたら市の方で独自減免なんかを考えていただきたいところなんですけれども、国の制度がそういう状態にある中での介護保険特別会計となっております。そういう点で市民負担が非常に強くなってることをもって、反対いたしたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は、議第18号、平成31年度葛城市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在、葛城市の高齢化率なんですけれども、27%を超えて全国平均とほぼ同じという水準で推移しております。高齢者の方々を取り巻く環境については、年々厳しい状況にあると言えます。このような状況におきまして、平成31年度の予算に目をやりますと、今年度は第7期介護保険事業計画2年目で、特に地域支援事業における自立支援や介護の重度化防止に重点を置いた計画となっており、障がい者も含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みにも推進されているところでございます。また、介護予防日常生活支援総合事業の幅広い展開と、互いに支え合い、助け合いのまちづくりを目指す在宅医療介護連携推進事業を充実していく施策においては、期待しているところでございます。

今後においてもこの第7期の事業計画を着実に執行していただき、更なる高齢者等を支える体制づくりに邁進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

下村委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村委員長 起立多数であります。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第23号、平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、私の方から、ただいま上程になっております議第23号、平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,870万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,085万5,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では676万2,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では108万3,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では818万7,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では54万1,000円を計上いたしております。ともに広陵町からの負担金でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では943万円を計上、2目一般会計繰入金では54万2,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 先日の厚生文教常任委員会のところ認定審査会の仕組みについて教えていただきました。

大変今、先ほどもありましたように、認定審査がふえているということで、7ページのところ  
ろです。1款総務費の介護認定審査会費のところの、右の報酬のところです。40人とあると  
ころですけれども、ここがふえているのでこれだけ、かなり増額になってるのは、そういう  
ことだというふうに認識してよろしいでしょうか。

**異 保健福祉部長** はい。

**谷原委員** はいということです。本当に介護認定審査も含めて、介護保険も含めて大変ご苦勞なさっ  
ていることはよくわかります。人数が大変ふえて、事業もふえておりますけれども、よろし  
くお願いしたいと思います。

**下村委員長** もう答弁はよろしいですね。

**谷原委員** もう結構です。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。

次に、議第21号、平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを  
議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部の増井でございます。

それでは、ただいま上程となっております議第21号、平成31年度葛城市住宅新築資金等貸  
付金特別会計予算についてご説明を申し上げます。まず、予算書の1ページをお願いいたし  
ます。

第1条に、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32万円と定めるものでございます。

続きまして、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高  
額は100万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。予算書の7ページをお願い  
いたします。

まず、歳出、1款1項1目一般管理費では11万3,000円を計上させていただいております。続きまして、2款1項1目一般会計繰出金におきましては20万7,000円を計上させていただいております。

次に、歳入の方を説明させていただきます。1ページ戻っていただきまして、6ページの方をお願い申し上げます。

歳入は、1款1項1目繰越金では、前年度繰越金1,000円を計上させていただいております。

2款1項1目雑入では31万9,000円を計上させていただいております。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時22分

再 開 午後4時40分

**下村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第20号、平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

岸本部長。

**岸本教育部長** 教育部長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第20号、平成31年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,170万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出の方でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では1,986万8,000円の計上でございます。

次に、下のページ、2目学校給食管理費では3億4,183万2,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。6ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では1億8,405万3,000円の計上でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料では3万1,000円の計上でございます。

次に、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億7,754万5,000円の計上でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では1万円の計上でございます。

次に、5款諸収入、1項雑入、1目雑入では6万1,000円の計上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

**奥本委員** 給食費の未納の件について、今現在幾ら残ってるか。それをどう回収される予定かという、その1点だけお願いします。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問でございますが、給食費の未納の現状から説明をさせていただきます。今現在、平成20年からの未納金のトータル金額になりますけれども、実人数で72名分、月数にいたしますと731月分、金額にいたしまして284万3,657円、これが3月18日現在の未納の現状でございます。給食費そのものにつきましては、規則の定めに基づきまして、給食センターでそれぞれ学校の月分の請求を各学校に請求しております。学校の方で取りまとめいただきまして、それぞれ納付いただいているような現状でございます。給食センターといたしましては、学校と協力をいたしながら未納金の回収に全力で努めてまいりたいと考えておりまして、現在、各学校とも協議、調整をとっておりまして、場合によっては訪問等もいたしながら、未納金がゼロになるように目指して取り組んでまいっております。

**下村委員長** 奥本委員。

**奥本委員** いずれにせよ、平成20年度から、それ以前のことをどう処理されてるのかわからないので

すけども、回収に努力されるということですが、これ、できなかったときにどう処理するかということが示されていないので気になってるんですけども、最終、給食費を欠損金にするのかどうかという問題もあつたりしますけども、自治体によっては条例をつくってやるところもございます。どこかで何か線引きする必要があるかな。古い未納金になったらもう12年たってますので、その辺、12年たつて果たして今後それが回収できるかという疑問もありますので、そのあたりも踏まえて今後の対応を考えていってください。もうご答弁は結構です。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 8ページ、学校給食センター運営事業の中の16節原材料費、給食材料費、昨年より下がってるんですけども、先日もお聞きして、子どもの数はふえてると思うんですけど、これも普通は上がるんじゃないかなと思われませんが、下がってる理由をお聞かせ願いたいのと、あとは、13節委託料、食物性残飯廃棄物処理委託料は上がってるんですけど、食べ残しがふえてるということですか。この辺細かくお願いします。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ目の、杉本委員からのご質問でございますが、原材料費についてでございます。これにつきましては、おっしゃるとおり、人数につきましては、学年等の移動はございますけども、対前年比はほぼ横ばいの生徒数となっております。にもかかわらず、なぜ減ってきているかという部分でございますけども、これは、昨年度の予算計上におきましては、パン給食を廃止して全て米飯給食にするというような部分で検討されてたということがまず1点と、あと、平成28年度、野菜等の高騰によりまして、それを踏まえた中での予算計上がなされたという部分がございます、それを今回の予算につきましては、実績を見て精査した中で若干目減りしてきておるという部分でございます。

それから、残渣でございますが、残渣の委託料がふえてきておる原因といたしましては、平成30年度まで委託しておる業者でございますが、大変安く委託契約をしていただいております。もともと環境課の事業の中の、堆肥化業務の中の一環としてこの業務が開始されたということもあつて、給食残渣のみならず、全体的な構想の中で、安い金額で今までやっていただいたわけでございますが、平成31年度の業者は、まだ決定はしておらないわけでございますが、仮に今の業者のままでいったという部分も含めまして予算見積もりをとりましたところ、これまでの費用ではなかなか、運賃等々を考えていくと非常に、今までは1回5,000円ほどの費用だったものでございます。それが、今現在は三重県の業者さんがこの処理を賄っていただいております、1回三重からここへ来るのに5,000円で週2回来てるといふような現状では、なかなか業者としては賄っていけないという部分もありまして、今回値上げを要望されたということでございます。ただ、平成31年度におきましては、他の業者も含めて精査して、適正な業者選定に努めて、価格の方も一旦はこの予算になっておるわけでございますが、できるだけその辺は検討協議した上で決定していきたいというふうにご

ております。よろしくお願ひいたします。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 給食の材料費に関しては、質が下がってないかなと気になったのでお聞きしました。

そして、食べ残しの件ですけど、平成29年度が20トンというふうに聞いてるんです。倍以上、今見てはるといことなんですけども、平成30年度はどれぐらいやったのかお聞かせください。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問でございますが、まず平成30年度の残渣量でございますが、23.97トンの残渣でございます。今年度まだ最終まで行っておりませんので、あくまでも見込みということでございますが、ほぼ昨年並みの23トンちょっとぐらいになる予定かなと思っております。3月分がまだはっきりとしておりませんので、ご了承賜りたいと思います。

**下村委員長** ほかに質疑ありませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 関連で聞かせてください。私も残渣というか、食べ残しというか、すごく気になって、もったいないというのと、今どうかわかりませんが、一時期味が云々というふうなことも含めて、残す子がおられるということを知ったんです。そういうことは学校として問題となっているのか。この残渣量の比較でそういう評価ができるのか、そのところはよくわからないですけども、給食センターとしてそういう味についていろいろと問題等々が、意見として、学校給食運営委員会も含めて出ているのか、おらないのか。もう一つは、お米を葛城市産米にかえていただいたということがどのように、そういうふうなことも含めて反応として出ているのか。それをお聞きしたいと思います。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの増田副委員長のご質問でございますが、まず1点目、食べ残し、味等についてでございますが、給食センターといたしましては、今年は小学3年生、6年生、中学校2年生に対しましてアンケートをとらせていただいております。どういった中身かといいますと、先ほど申されました、味についてとか、量についてとか、新しいメニューは何かあるとか、そういった子どもさんたちの食べ残しが少しでもなくなるようなメニューにつながるようなアンケートを実施させていただきまして、それをもとに、また学校給食運営委員会等にも提案をし、また献立等にも反映をさせていき、少しでも残渣が減っていけばというような努力を進めてまいりたいということで、現在進めております。

それから、お米についてでございますが、実際お米についての味がどうだという部分につきましては、なかなか目に見えて、声で聞けるという部分ではないんですけども、ただ、我がまちの地産地消率という部分で申し上げましたら、これまで市内産食材の地産地消率につきましては、野菜のみということで、4.43%が昨年度の実績になっておりますが、それから、県内産が4.71%、合わせて野菜だけで9.14%が去年の実績でございます。お米につきましては



は37.71%が、これは県内産という位置づけでの地産地消というふうになっておりますが、これが、今年1月から葛城市産のお米にかえていただけたということによりまして、この37.71%全てが葛城市の地産地消率に反映できるのかなというふうに思っております。合わせて42%ちょっとが葛城市産の地産地消率というようなことになるのかなと思っております。

お米に関しましては、味につきまして私も検食をしておる中で、非常においしいお米だと感じております。なかなか個々の意見というのは拾いにくいところが現状ですので、その辺はご容赦いただきたいかなと思います。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** 地産地消率も上げていただいて、それから、食味についてはアンケートもとっていただいて、生徒の意見も酌みながら食味の改善をしていただいていると、こういうことでございましたけども、過去には、給食センターができたときは議会からも試食等をさせていただいて、久しぶりの給食を味わわせていただいたんですけども、また厚生文教常任委員会等ですという機会があつて、議員も食味をしていただくような機会があつてもどうなのかなということも思いますので、検討をよろしくお願いします。

**下村委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 今アンケートの話が出たので、ちょっとだけお聞きしたいんですけども、回収率を、簡単でいいんですけど、よい、わるい、普通ぐらいの、ざっくりとした結果だけお聞かせ願いたいんですけども。僕、アンケートを重視してる人間なので、お願いします。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村です。よろしく申し上げます。

今のご質問でございますが、実際に1月にアンケートを実施しておりまして、現状といたしまして、今、集計しておる状況です。また追って、またその辺、数値が出ましたら、次回でもまたご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

**杉本委員** 次回って。

**吉村学校給食センター所長** 次回というか。

**下村委員長** 機会があつたときにということで。

**吉村学校給食センター所長** よろしいでしょうか。

**杉本委員** はい。

**吉村学校給食センター所長** まことに申しわけございません。

**下村委員長** それでよろしいですか。

**杉本委員** はい。

**下村委員長** ほかに質疑。

谷原委員。

**谷原委員** 奥本委員が聞いたところで、同じところになるんですけども、学校給食負担金過年度分の回収というところで、先ほど、給食センターと学校が協力してというふうにおっしゃっていただいたと思います。つまり、学校の先生が結構回収に大きなウエートをかけられてるのかなというふうに聞いたんですけど、そうなるんでしょうか。

それと、これ、意見なんですけども、学校の先生が、お子さんあるいは保護者に1、2度は連絡はするとは思いますが、基本的に人間関係がありますので、その点ではなかなか強く回収を迫るということは、恐らく難しいだろうと私は思うんです。だから、他市町村がどういうふうな取り組みをされてるか等も参考にいただきまして、先生が直接回収に当たるといのは、例えば、率を上げようとするれば、人間関係が壊れるところではなかなかあれだとは思いますが、そういう点でもすごく先生の気疲れとストレスがあるので、これは研究していただいたらというふうに思います。

1つ質問なんですけど、人件費のところでですけども、管理栄養士は嘱託ということなんですか。それとも管理栄養士も含めて業務委託先のところが管理されているのでしょうか。管理栄養士のことについてお伺いします。

**下村委員長** 吉村所長。

**吉村学校給食センター所長** 学校給食センターの吉村でございます。

ただいまの谷原委員のご質問でございますが、管理栄養士さんにつきましては、県の栄養教諭という形で、県の職員さんの派遣を2名していただいております。したがって、こちらに記載の人件費につきましては、市の職員2名分及び嘱託職員1名分ということでご理解いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第19号、平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第19号、平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,350万円と定めるものとさせていただきます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものとさせていただきます。

第2条の地方債でありますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額を4億4,690万円と定めるものとさせていただきます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、9ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億5,559万4,000円の予算計上でございます。ここでは2名分の人件費として2,250万5,000円、次に、下水管渠維持事業として、使用料徴収委託、下水管路の維持管理事業、流域下水道維持管理負担金等で3億3,308万9,000円を見込んでおります。

次に、ページをめくっていただいて、10ページをお願いいたします。1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では1億8,358万8,000円、人件費では、嘱託職員1名、職員4名の人件費で3,379万9,000円、次のページの、公共下水道管渠整備事業では1億4,984万9,000円、ここでは主に下水道整備計画、管渠布設工事等を行っております。2目流域下水道事業費では1,670万9,000円、主に大和川上流流域下水道建設負担金の計上でございます。

次に、12ページ、3款1項公債費、1目元金で8億2,958万4,000円、下水道事業に伴う元金償還でございます。2目利子は1億8,802万5,000円、同じく下水道事業に伴う利子償還でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料3億9,200万円、2項手数料、1目下水道手数料30万5,000円となっております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金2,200万円、3款県支出金、1項県補助金、1目公共下水道事業費県補助金250万円の計上となっております。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金7億387万9,000円となっております。

5款1項1目繰越金20万円、6款諸収入、1項1目雑入571万6,000円の計上でございます。

8ページに移りまして、7款1項市債、1目下水道債では4億4,690万円の予算計上でございます。その内訳といたしましては、1節公共下水道事業債4億3,030万円、2節流域下水道事業債1,660万円となっております。

なお、予算書の13ページから20ページにかけては給与費明細について記載いたしております。また、21ページには下水道事業債の現在高、見込み額を記載させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 11ページです。2款公共下水道事業費の公共下水道管渠整備事業の13節委託料のところに下水道事業計画策定業務委託料とあるんですけども、この計画がどういうものなのか。これまでも計画をずっと立ててきて、計画的にやっこられてると思うんですけど、新たにこの計画策定業務が入ってるということについてお伺いします。

次に、今全体に必要な計画に対して、どの程度の普及率というんですか、管工事の方の普及がどうなってるのかということが1つと、それから、使用料も増加してるということで、7ページの歳入のところの1款使用料及び手数料で1目下水道使用料ですけども、前年度比較で2,100万円伸びておりますので、下水道に加入されている世帯数及び加入率はどんなものなのかというのがわかったら教えていただきたいんです。事業所は別として、個別の家庭の中での普及率がどんなものかということをお教えください。

**下村委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、13節委託料の下水道事業計画策定業務委託料284万9,000円の計上でございますが、これはと申しますと、計画区域の追加変更を行うものでございます。従来で申しますところの認可区域の追加変更を行う計画を立てるものでございまして、このたびの変更区域は、主に都市計画法第34条第14号によります開発箇所と、区域外流入済みの箇所4カ所程度の追加を行うものでございます。

それと、次のご質問でございます。下水道普及率についてでございますが、人口普及率といたしまして、平成29年度末数値は98.96%となっております。認可面積に対する整備面積といたしましては約91%となっておりますのでございます。

続きまして、使用料が増加いたしております要因をまずお答えさせていただきます。前年度、平成30年度予算におきましては、当初、有収水量367万8,000トンを見込んでおったところでございますが、平成31年度におきましては377万6,000トン、比較いたしまして約9万8,000トンの増加を見込んでおるところでございます。その金額が今回増加しておる要因と、プラス消費税が10%に値上げされる予定を踏まえましての増加とさせていただきます。

そして、加入者数でございますが、現在の水洗化戸数といたしましては、平成29年度末で1万2,972戸となっており、水洗化人口は3万3,850人となっておりますのでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 人口普及率でも98.96%になっているということなんですけれども、そろそろ上限に近づいてきて、私もほかのところで見取りの件とか、残ってる件について、これについては個別に普及させるために弾力的に、これまでは補助が一定額だったんですけども、それを上げてでも費用対効果を考えて、早く水洗化を実施していただけたらと思います。

以上、意見だけ述べて終わります。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** それでは、谷原委員とだぶるかもわかりませんが、いつもお聞きする処理戸数、普及率、整備率、水洗化率、加入戸数という形で、今お聞きさせてもうたら、平成29年と平成30年とほとんど数字変わってないように思うんですけども、もう一遍、平成30年分、処理戸数から答弁してもらいたい。

それと、9ページのストックマネジメントによる点検調査実施業務委託料、毎年ここにあつて、内容を教えてほしいと思います。

それから、11ページの下水道建設費の補助事業費の中身、委託や工事が計上されている。例えば、工事やったら1億3,700万円と出てるわけやけど、補助対象は幾らになつてるのか。そういうことを教えてほしいと思います。

**下村委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** 下水道課、井邑でございます。

ただいまの岡本委員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたのとだぶりますが、まず平成29年度の加入戸数が1万2,972戸、平成30年度見込みといたしましては1万3,219戸を見込んでおります。

そして、普及率、平成29年度末におけます人口比率でございます。98.96%。平成30年末見込みといたしましては99.1%を見込んでおります。

それと、水洗化率でございます。平成29年度末では91.6%、平成30年度末見込みといたしまして92.3%を見込んでおるところでございます。

続きまして、ストックマネジメントによります点検調査業務委託料1,417万9,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、平成29年度におきましてストックマネジメント基本計画を策定いたしました。その計画の中で、リスクの評価に基づき、施設に対する優先順位、頻度、点検調査の方法などを、点検調査計画として策定いたしました。平成30年度、今年度からはその計画に即し、点検調査を実施しております。平成31年度におきましては、点検調査計画の中で調査サイクルを10年以内とした主要な幹線管渠のうち、約3.6キロメートルに対しまして、カメラ調査等による点検調査実施業務を委託料で計上しております。こちらの財源といたしまして、国庫補助金で500万円を見込んでおるところでございます。

それと、11ページ、建設費の中の委託料と工事請負費に対します国庫補助というところでございますが、まず、工事費1億3,700万円の計上のうち、補助対象事業費が3,400万円でございます。その2分の1が国庫補助となるもので1,700万円を予定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 先ほどの答弁で処理戸数が抜けてるわけやけど、平成29年度、1万3,850世帯、平成30年度は何ぼかというのと、それから、平成29年から平成30年にかけて整備率がほとんど伸びて

ない。全体ができてから、そんな言うほど伸びへんというのはわかるわけやけど、本当にほとんど伸びがない。普及率についても、そのくらいの普及率が伸びていない。処理戸数についてはかなり上がってきてるように思うけども、その辺のバランスというのはどのように考えているのか。先ほど聞き逃したわけやけど、平成30年度の下水の加入戸数が幾らになるのかということもあわせて、下水道の助成金の戸数もあわせて教えてほしい。先ほど聞いた下水道建設事業の中で、補助事業の全体事業費は幾らで、その中で補助対象になってる分はどんだけあるのか。例えば、委託料あります、工事あります。その全体事業費に対してどんだけの事業が張りついてるか教えてほしいということを聞いているので、その辺を教えてほしいと思います。

それと、もう時間ないんで、測量設計あるいは工事請負費が予算計上されているので、どの箇所なのか位置図を提出してほしい。とりあえずもう一遍、事業費とかそこらだけ教えてほしいと思います。

**下村委員長** 井邑課長。

**井邑下水道課長** それでは、ご質問の順番と前後するかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、補助事業費につきましては、事業費全体といたしまして4,500万円、これは工事費のみでございます。そのうちの3,400万円を補助対象事業費といたしておるところでございます。ストックマネジメント事業におきましては、事業費総額が1,417万9,000円のうち1,000万円を補助対象事業費といたしております。国庫補助に対しましては、この2つが対象となっておりますところでございます。

それと、加入戸数は、先ほど申しましたとおり、平成29年度が1万2,972戸、平成30年度末見込みといたしまして1万3,219戸を見込んでおります。

それと、本年度の接続等の実績でございますが、平成31年1月末までの検査済みの実績といたしまして、接続がえが18戸、内訳を申しますと、くみ取りからが6戸、単独浄化槽からが9戸、合併浄化槽からが3戸、合計18戸。そのほかには、新築、改築等によりまして162戸が新規としてつないでいただいております、合計180戸となるところでございます。そのうち助成金の対象となった戸数はございません。

それと、下水道建設費におけます工事請負費の箇所数でございます。管渠工事といたしまして4カ所を予定しております。それと公共弁設置工事は大体20カ所、それと工事後の舗装本復旧工事を4カ所予定しております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 俺、聞き方悪いのかな。下水道建設費のところで、今それぞれ歳出を割り振られている。今聞いた工事請負費、3,400万円が補助対象に入れてると答弁されました。だけど、予算から見たら工事費は1億3,700万円あるわけです。その差は全て単独ですかということを聞きたい。そやから、補助事業を申請するときは、全体事業費は幾らでその内訳は例えば委託になります、工事になります、あるいは、またほかの項目になりますと分けて申請するわけやろ。そやから、その内訳を教えてほしいという話をしてるわけや。私が聞きたいのは、全体の事

業費を見て、補助事業費が幾らで、それに対する単独は何ぼ使うてるねんということを見たいから、いつもしつこく聞いてるわけや。それだけ教えてほしい。今やなくても後で結構です。

**下村委員長** 今わかるのであれば、答えてほしいです。

井邑課長。

**井邑下水道課長** ご質問の内容を整理いたしまして、後刻お出しいたしますので、よろしくお願いたします。

**下村委員長** 岡本委員、それでよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第25号、平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第25号、平成31年度葛城市水道事業会計予算について説明申し上げます。

まず、1ページをお願いたします。

第2条の業務の予定量でございます。1、給水戸数につきましては1万4,592戸、2、年間配水量につきましては456万トン、そのうち県営水道からの受水量は100万トンとなっております。3、年間給水量は435万5,000トンを見込んでおります。次に、4、1日平均給水量は1万1,899トンでございます。5、主な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページ記載の第4条資本的収入及び支出につきまして、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明させていただきますので、29ページ

をお願いいたします。

水道事業会計につきましては、収入から説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では7億9,273万5,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億6,597万9,000円、うち1目給水収益では6億685万2,000円の水道使用料収益でございます。説明欄の供給単価につきましては139円35銭でございます。2目受託工事収益では700万円で、受託工事あるいは消火栓新設工事等の収益となっております。3目その他営業収益では5,212万7,000円で、給水分担金、下水道料金の徴収に伴います手数料等でございます。

次に、1款2項営業外収益で1億2,675万6,000円、内訳につきましては、1目預金受取利息配当金で210万4,000円、3目長期前受金戻入として1億2,190万円、4目雑収益といたしまして275万2,000円でございます。

次に、30ページに移りまして、収益的支出でございます。1款水道事業費用といたしまして6億8,625万9,000円で、給水原価につきましては126円34銭となっております。内訳といたしまして、1款1項営業費用で6億7,283万6,000円、うち1目原水及び浄水費では2億9,512万2,000円でございます。主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして1,447万8,000円で、5節報酬につきましては、浄水場の施設管理にかかわります嘱託職員1名分の報酬で227万3,000円でございます。次に、31ページをお願いいたします。18節委託料でございます。4,821万8,000円で、水質検査及び浄水設備の管理保守点検などの委託料でございます。20節賃借料は653万1,000円で、原水取水施設の賃借料で、25節動力費は3,660万円、浄水場及び原水取水ポンプの電気代でございます。26節薬品費は1,295万1,000円、次亜塩素パックなどの薬品購入費で、31節負担金1,646万4,000円、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節受水費は1億5,315万5,000円で、県水及び原水受水費等でございます。

次に、2目配水及び給水費では4,436万8,000円で、主なものといたしましては職員2名分の人件費で、1節給料、2節手当、32ページに移りまして、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費等合わせまして1,389万5,000円となっております。18節委託料では942万3,000円、量水器の取りかえ委託、CADシステム改修委託料等でございます。21節修繕費は1,400万円で、給配水管の修繕費でございます。

次に、3目受託工事費は1,321万8,000円で、主なものといたしまして職員1名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、33ページに移りまして、6節法定福利費を合わせまして617万9,000円となっております。35節の工事請負費では690万円で、受託に係る工事費でございます。

次に、4目総係費でございますが、8,445万3,000円で、主なものといたしましては職員4名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして3,333万2,000円でございます。5節報酬では268万7,000円で、水道事業運営委員及び嘱託職員1名の報酬でございます。34ページに移りまして、14節光熱水費729万8,000円は、新



庄浄水場並びに竹内浄水場の電気料金でございます。18節委託料2,732万7,000円は電算システムの保守、検針、開閉栓業務などでございます。

続きまして、5目減価償却費2億2,870万円は説明欄に記載のとおり、有形固定資産の減価償却費でございます。6目資産減耗費606万円は、有形固定資産の廃棄損及び棚卸資産の変質等除却費でございます。7目その他営業費用は91万5,000円で、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては1,342万3,000円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で949万5,000円、3目消費税及び地方消費税につきましては362万8,000円でございます。

次に、36ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、1款資本的収入は720万円で、3項補助金、1目1節国庫補助金で1,500万円、4項1目負担金その他諸収入、1節工事負担金で470万円、6項投資返還金、1目長期貸付金返還金、1節一般貸付金返還金で5,000万円でございます。

37ページに移りまして、資本的支出では、1款資本的支出で4億3,898万3,000円でございます。内訳といたしまして、1項建設改良費で3億8,258万9,000円、うち1目浄水設備費では9,223万円で、各浄水場の設備改良工事などでございます。2目配水設備費は2億8,328万円で、配水管の布設替え等及び舗装復旧に伴う工事請負費、あるいは設計委託料でございます。4目固定資産購入費は707万9,000円でございます。続きまして、2項1目企業債償還金は5,639万4,000円でございます。

最後に、2ページにお戻り願います。

第4条の括弧書きの資本的収入は、資本的支出に対して不足する額3億6,698万3,000円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものとしてしております。第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費7,527万1,000円と定めております。3ページに移りまして、第6条では、棚卸資産の購入限度額は666万円と定めております。

以上、簡単ではございますが、平成31年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** まず、今の説明以外のところもお聞きすることになると思いますが、よろしくお願ひします。1ページの葛城市水道事業会計予算というところですが、ここに、年間配水量の中に県営水道からの受水量とあります。自己水と県営水道の受水量の割合だと思わんですが、補正予算のときも出たことなんですが、県営水道からのこの受水量は、当初の一応枠どりみたいな形で、年度途中また再度見直しみたいなことがあるんでしょうか。これは確認でお聞きいたします。

それから、次の5ページですけども、給水収益が今年度予定額が書いてあります。約6億

600万円ですかね。それが、16ページのところに平成30年度のを見ますと、これが5億5,400万円程度でしたので、昨年度から比べたら給水収益が伸びてるんですけども、この理由についてお伺いしたいと思います。

それから、これは単純な質問なんですけれども、34ページから35ページにかけて建物減価償却費等書いてあるんですけど、償却残がどれぐらいあるのかということがわかりましたら教えていただきたいんです。

以上です。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。

ただいま、谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、県水の受水量100万トンの件ですけども、これにつきましては、補正予算の委員会でも申し上げたとおり、最終的に2月に確定した年間100万トンという形で、平成31年度も100万トン受水する予定でございます。途中の変更につきましては、原水の取水確保とできない場合、夏場、天候で渇水とかになった場合には、どうしても県営水道の受水に頼らざるを得ない夏場につきましては、農業用の田畑で水を使われるケースがありますので、7月から9月にかけては、渇水になった場合には原水確保が厳しいですので、それによりましては県水の受水、当初100万トンの予定がふえる、増量する可能性があると思っております。

2つ目の給水収益につきましては、今年度よりふえている分につきましては、大口事業者であります大同薬品工業さんの方から、平成30年度につきましては20万トンという形で申し込みいただいておりますが、平成31年度につきましては、確約ではございませんけども、一応29万トンという形の申し込みをいただいております。それに基づきまして給水収益が増額になっている状況でございます。

3つ目ですけども、減価償却、未償却分といたしましては、平成29年度決算になりますけども、未償却分としましては52億183万1266円、これが平成29年度決算でのまだ償却してない分の減価償却になります。これから平成30年度に新たに布設した工事がここに加わりますので、その分の増加分として昨年度より約400万円の増額ということで予算を計上させていただきます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 大同薬品の分でふえたということで、これは工業用水として大口ということで、かなり有利な収益源だということで、ありがとうございます。

それから、県水と自己水の割合で、これは当初予定していた数で、夏場ふえることもあるし、減ることもあるというふうに理解していいのでしょうか。平成30年度の補正予算では減ったような感じがしたんですけども、それをお聞きしたいんです。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 平成30年度につきましては、県水の申し込み数量が120万トンで、予算は140万トン計

上しておりましたので、補正予算で予備日も含めて17万トンの減額をさせていただきました。  
今年度は100万トンを申し込んでおりますので、例えば、原水が確保できて90万トンで足りた場合でも、県の規定に基づいて100万トン以上を使わないといけないようになっております。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よくわかりました。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、谷原委員の質問の中で、県水の受水、平成30年の実績は何トンになっているのか。それから、負担金のところに原水受水負担金とあるわけやけど、それぞれ新庄地区の大字、どこそこ何ぼ、わかってると思う。當麻地区の大字、水量何ぼかわかってるやろう。それを教えてほしいと思います。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度の県水、2月末時点ですけれども、受水量が111万4,184トンで、金額といたしましては税込みで1億5,633万7,081円となっております。

**下村委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** 上下水道部、西口です。

ただいまの岡本委員のご質問で、大字ごとの水量と金額ということですので、それに答弁させていただきます。寺口地区が、平成29年度取水費が100万円、取水量が40万7,327トン、取水費のほかに借地料等を50万円支払っております。支払いの合計が150万円となっております。

次に、山口、平岡、梅室につきましては、山口がメインの原水の取水大字になっておりまして、平岡、梅室につきましては謝礼等の金額となっております。平成29年度で山口地区の取水量が81万6,768トン、取水費が165万円、借地等が40万円。平岡地区につきましては、取水費が13万円、借地等費用が5万7,000円、梅室地区につきましては、借地等費用で5万円支払っております。

次に、中戸地区でございます。中戸地区につきましても、中戸、弁之庄、新池郷が一応セットになってまして、中戸区に対しては取水費として22万5,000円、取水量が60万4,823トン、借地借池料が140万円となっております。

弁之庄につきましては、謝礼という形で5万円を支払っております。新池郷といいますが、中戸区と弁之庄が隔年で交替して新池郷という役割を果たされております。新池郷に対しては、取水費として96万円、借地料として26万円支払っております。

次に、南藤井でございます。南藤井に対しては、取水費として70万円、取水量は7万2,232トン、借地等が95万円となっております。

次に、葛木につきましては、取水費が46万円、取水量が22万6,720トン、借地等が5万円

となっております。

次に、當麻地区の太田地区でございます。太田地区につきましては、取水費が143万1,470円、取水量が54万8,237トン、借地借池料が110万円となっております。

次に、兵家でございます。兵家につきましては、取水費が78万2,965円、取水量が18万5,741トン、借地借池料が117万円となっております。

次に、竹内でございます。竹内の取水費が260万1,280円、取水量が65万320トン、借地借池料が80万円となっております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本委員。

**岡本委員** いろいろと平岡とか梅室とか措置をされてるということですよ。新庄地区は前から、中戸でもいろいろお世話になってきてるわけやけど、中戸新池から新庄浄水までの間、導水管が入ってる。前からの話やけども、大屋領がかなり通ってる。そういうようなことも考慮に入れられるのやないのかなと。ということは、平岡、梅室にしても、いろんな理由があって配慮されている。そやから、大屋地域についてもそういう配慮が必要ではないのかな。そやから、私、いろいろ聞かせてもうてるわけやけど、課長も過去のこともようわかってると思うので、その辺を検討してあげてほしいというふうに思います。それだけお願いをしておきます。

**下村委員長** 答弁はよろしいですね。

**岡本委員** はい。

**下村委員長** ほかに質疑ありませんか。

増田副委員長。

**増田副委員長** 教えていただきたいので、お願いします。

原水です。先ほどから1ページのところにも出ておりました435万トンが葛城市の全体の給水量というのはわかって、それから県水で100万トンという。葛城市の原水のキャパというのはどのぐらいあるのかなと。この県水100万トンというのはある一定の県水に対するご協力というふうなことで、あるないにかかわらず100万トンをご契約されてるのかなと思うんですけど、能力として原水はどのぐらいのものを葛城市として持っているのか。シーズンによって、先ほど説明ございましたように、ある時期、ない時期、どうしても波があって、総トータルで、余ってるときは余ってるけども、足らるときは足らんと。それをどう計算するかは別として、どのぐらいのキャパがあるのかなと。

それと、原水はどういうものなのかなと。改めて、私、原水とは何ぞやと自問自答したんですけども、山から落ちてきた水なのか、上から流れてきた水とか、いろいろと表現はあると思うんですけども、原水とは何ぞやということも教えていただきたい。

**下村委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** ただいまの増田副委員長の、まず原水はどういうものかというものからお答えしたいと思います。原水といいますのは、山に降った雨の水が谷に集まって、川となって流れてきて、葛城市が貯水池と使わせていただいているため池に入ってきます。そのため池に入

った水を浄水場に引き込んで、水道水に浄水するのですが、ため池の水、あるいは川の水を原水という呼び方をしております。

原水のキャパなんですけど、今まで水道事業、合併してから15年ほど経過しておりますが、その中の経験の中で、大体必要な原水量というのが、少なくとも80万トンでもいけないことはないと思います。ただ、渇水時期に周りの市町村では県水100%のとこありますので、周りの市町村が全然渇水で苦しんでないのに、例えば、学校のプールが、周りの市町村が給水制限なしにプールを使っているのに、葛城市だけが給水制限を行ってプールが使えないとか、プールぐらいやったらまだよろしいですけども、一般家庭に給水制限が及ぶような事態になってはいけないので、一応100万トンとれば何とか少々の渇水でも乗り切れるのではないかなという数字を、今までの経験からはじき出しております。

今の異常気象とか、夏場かなり雨の少ない年とか多い年とか、最近多いですので、今100万トンでも厳しいかなという感覚は持っております。

以上でございます。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** ありがとうございます。マイナス100トンぐらい、それ以外は自分とこで自給できるというぐらいの能力は持ってますよと、こういうことですね。これ、最近いろいろと谷原委員もおっしゃってる県単一化云々のところでまた重要な問題になってくるかと思っておりますので、参考にさせていただきます。

それから、原水の定義ですけども、山から流れてきた水ということでもございました。原水なんですけども、これを共有されてる部分があるかなと。先ほど課長の方からも説明ございましたように、農業用水として使われるところとの優先順位といいますか、これは、市民の方が水道として飲まれる水が最優先やということなのか、いやいや、農業用が優先なんやとか、これ、取り合いになって、最終的に住民が水道切れても具合悪いし、その辺のところは仲よく、ため池に1回ためられてると先ほどのご報告もございましたけども、ちゃんともめごとのないように、農業生産に支障のないように調整等をされておるのか、そこだけ教えていただきたい。

**下村委員長** 西口部長。

**西口上下水道部長** ただいまのため池の水の、農家の方が利用される分と家庭で利用する分の水の取り合いですけども、基本、農業用水が優先となっております。そのために先ほど申しました県水を100万トンとらせていただいておりますと、そういう形になっております。

以上でございます。

**下村委員長** 増田副委員長。

**増田副委員長** ありがとうございます。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 8ページ、9ページの、平成31年度葛城市水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書というところです。私は初めて、これ、去年キャッシュ・フロー計算書を見させていただい

たときに、大変優秀な内容だなと思いました。1つは、業務活動によるキャッシュ・フローはプラスです。今回は1億9,900万円になっております。投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスです。つまり、しっかり設備投資をやっているということでマイナスになると。3番目の財務活動によるキャッシュ・フローです。ここがびっくりなのは、これもマイナスになってると。何でマイナスになるかという、借入金があったらプラスになるんですけども、これは企業債の償還にかかわる支出になってますので、企業のキャッシュ・フローを見るときには、基本的には1、2、3でプラス、マイナス、マイナスというのは非常に優良な経営だというふうに私は、まず最初見て思ったんです。企業債の償還に係る支出について、企業債の残と償還見込みについてお聞きしたいんです。企業債の償還については19ページの負債の部に、これは貸借対照表ですから、これは全額だと思うんですけど、3の固定負債の(1)企業債と、次のページの流動負債の(4)の企業債と、これを合わせたものが企業債になるのかなとは思うんですけども、それに対して平成31年度の見込みでは5,600万円ほど返していくと。そうすると、私、単純に計算すると、あと6年で固定と流動の企業債を、新たに借り入れしなかったらですよ。全部返してしまうと、全くの黒字というか、無借金経営になってしまうのではないかと単純に思ったんですが、つまり、この企業債の、9ページのこの3の財務活動によるキャッシュ・フローで企業債償還のために支出をこの程度やっていけば、あと何年で企業債が償還できるのか。新たに借りなかった場合、教えていただきたいです。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

企業債、元金償還ですけども、今新たに企業債を借りなければ、一応平成44年度に完了済みになる予定でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 平成44年ということは、この金額でずっといくわけではなくてということでしょうか。毎年この金額でいくのかどうか。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** ただいま手元に資料あるのは平成39年度までですけども、平成32年度につきましては若干元金が上がりますけども、これにつきましては、利息が減って元金の金額の方がふえるということで5,800万円。平成33年度は5,300万円。平成34年度は4,700万円ですけども、平成35年度以降につきましては2,900万円、あとは1,000万円台ということで金額が減っていきます。最終的に年数が平成44年度までお借りしてますので、その完了が平成44年になっております。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よくわかりました。ありがとうございます。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 36ページです。これは、予算案の概要という別のところの78ページに耐震性緊急貯水槽ということで、これは予算案の概要のところに書かれてあったものなんです。これが36ページの資本的収入のところ、1款資本的収入の3項補助金、その他負担金、投資的返還金とありますが、1目国庫補助金のところをずっと右に行くと、消防・防災施設整備費補助金というふうについております。だからここに当たるのかなと。つまり、来年度、水道局の方で耐震性緊急貯水槽を設置されるというふうに理解してるんですけども、そのお金について36ページのところに書いてあるのでしょうか。これが1つと、それから、設置されるとすれば、この貯水槽はどの場所に設置を予定されているのかということ。それから、今年度は1基だけけれども、今後耐震性貯水槽を、毎年ではなくても、ある程度目標があつて、それについて計画的に設置していくことを計画されているのか。この3点お聞きします。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、36ページに掲載されております消防・防災設備整備費補助金、これにつきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、平成31年度に耐震性貯水槽、これにつきましては、防災拠点となる飲料水の確保のために設置する予定でございます。予定では平成31年度に當麻小学校、平成32年度に忍海小学校の敷地を予定しております。その後につきましては、耐震性貯水槽につきましては、1基当たり6,500万円というかなり費用がかかりますので、配水管布設替え等の工事もありますので、そこらは今後の配水管布設替え等の兼ね合いもあります。もちろん浄水施設、浄水場の更新もありますので、そこらの費用もかなりかかりますので、計画を立てて設置の予定はしております。この費用につきましては、37ページの配水管新設布設替え工事費の中に6,535万5,000円ということの中に含まれております。これにつきましては、37ページ、資本的支出、2目配水設備費、節35工事請負費、これの配水管布設替え工事費等の中に耐震性貯水槽、先ほどの予算の概要で示していた金額が含まれております。

以上でございます。

**下村委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 葛城市の水道事業は、大変収益も上げておられまして、水道局としてこういうふうにしつかりと設置されていくということに対して、本当に感謝申し上げたいと思います。消防・防災施設整備費補助金というやつですけど、これは、緊防債とか関係あるわけですか。それとも全く別の何か補助金となっているのでしょうか。

**下村委員長** 福森課長。

**福森水道課長** これにつきましては、通常の国庫補助金ということで、企業債として3,000万円が上限の、その2分の1ということで1,500万円の予算で国庫補助金として組んでおります。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

吉村優子議員。

(吉村優子議員の発言あり)

下村委員長 ほかに。

川村優子議員。

(川村議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

松林議員。

(松林議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

吉村始議員。

(吉村始議員の発言あり)

下村委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。長時間本当にありがとうございます。最後に一言、皆さん方、18日からきょうで、きのうは祭日でしたから4日目になります。本当に時間いっぱいいっぱい、特に一昨日は夜8時半までということで、本当に真剣に議論いただきまして本当にありがとうございます。次は27日の本会議まで、また皆さん方、意見を述べてもらうように。とりあえずきょうは予算特別委員会を閉会するというので、本当にご苦労さんでございました。

閉 会 午後6時15分



委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

下村 正樹

予算特別委員会副委員長

増田 順弘